

議事日程第二号

令和七年九月十二日（金曜日）

午前十時開議

第一、一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前十時開議

本日の出席議員

四十一名

一	佐藤光子	二	福田博之
三	山形健二	四	川邊隼之介
五	高橋健	六	武内伸文
七	小棚木政之	八	高橋豪
九	瓜生望	十	松田豊臣
十一	加賀屋千鶴子	十二	櫻田憂子
十三	佐藤正一郎	十四	島田薫
十五	宇佐見康人	十六	住谷達
十七	児玉政明	十八	小山緑郎
十九	小野一彦	二十	加藤麻里
二十一	薄井司	二十二	三浦茂人
二十三	鈴木真実	二十四	佐々木雄太
二十五	杉本俊比古	二十六	佐藤信喜
二十七	今川雄策	二十八	高橋武浩
二十九	小原正晃	三十	渡部英治
三十一	北林丈正	三十二	竹下博英
三十三	原幸子	三十四	工藤嘉範

三十五番	加藤 敏一	三十六番	石田 寛
三十七番	三浦 英一	三十八番	柴田 正敏
三十九番	川口 洋一	四十番	鶴田 有司
四十一番	鈴木 洋一		

出席議員

四十一名

一	佐藤光子	二	福田博之
三	山形健二	四	川邊隼之介
五	高橋健	六	武内伸文
七	小棚木政之	八	高橋豪
九	瓜生望	十	松田豊臣
十一	加賀屋千鶴子	十二	櫻田憂子
十三	佐藤正一郎	十四	島田薫
十五	宇佐見康人	十六	住谷達
十七	児玉政明	十八	小山緑郎
十九	小野一彦	二十	加藤麻里
二十一	薄井司	二十二	三浦茂人
二十三	鈴木真実	二十四	佐々木雄太
二十五	杉本俊比古	二十六	佐藤信喜
二十七	今川雄策	二十八	高橋武浩
二十九	小原正晃	三十	渡部英治
三十一	北林丈正	三十二	竹下博英
三十三	原幸子	三十四	工藤嘉範
三十五	加藤 敏一	三十六	石田 寛
三十七	三浦 英一	三十八	柴田 正敏
三十九	川口 洋一	四十	鶴田 有司
四十一	鈴木 洋一		

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事 鈴木健太

副知事 神部秀行

副知事 谷剛史

総務部長 伊藤政仁

総務部危機管理監(兼) 萩原尚人

企画振興部長 笠井潤

あきた未来創造部長 橋本秀樹

観光文化スポーツ部長 岡部研一

健康福祉部長 石井正人

生活環境部長 信田真弓

農林水産部長 藤村幸司朗

産業労働部長 佐藤功一

建設部長 小野潔

会計管理者(兼) 出納局長 小熊新也

財政課長 樋口和彦

教育委員会教育長 安田浩幸

警察本部長 小林稔

選挙管理委員会委員長 小柳公成  
職務代理人

●議長(工藤嘉範議員) これより本日の会議を開きます。

諸般の報告は、お手元の議長報告のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

議長報告 (朗読省略)

一、地方公務員法第五条第二項の規定により次の議案について人事委員会の意見を聞いたところ、別紙(九月十一日付)のとおり回答があった。

(1) 議案第一七二号 職員等の旅費に関する条例及び知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案

一、九月十二日、知事から政策等の評価の実施状況及び評価結果の政策等への反映状況に関する報告があり、本日、各議員に配付した。

人委 一四四七

令和七年九月十一日

秋田県議会議長 工藤 嘉範 様

秋田県人事委員会委員長 西野 三紀子

条例案に対する意見について(回答)

令和七年九月八日付け議事一三九〇で求められた条例案に対する本委員会の意見は、次のとおりです。

議案第一七二号 職員等の旅費に関する条例及び知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案

(意見)

本条例案の内容は、国家公務員等の旅費に関する法律(令和六年法律第二二号)及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和六年政令第三〇六号)の施行に鑑み、県が公務のため

旅行する県職員及び県職員以外の者に対して支給する旅費に関し、より実態に即した支給とするため、旅費の種目及び内容について所要の規定の整備を行う等のものであることから、異存ありません。

政策等の評価の実施状況及び評価結果の

政策等への反映状況に関する報告書

登載省略

●議長（工藤嘉範議員） 日程第一、一般質問を行います。

二十四番佐々木雄太議員、二十二番三浦茂人議員、十九番小野一彦議員、二十九番小原正晃議員、十七番児玉政明議員、十二番櫻田愛子議員、九番瓜生望議員、五番高橋健議員、二十番加藤麻里議員、十一番加賀屋千鶴子議員、以上の十人から一般質問主意書が提出されております。

本日は、二十四番佐々木雄太議員、二十二番三浦茂人議員、十九番小野一彦議員、二十九番小原正晃議員の一般質問を許可することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（工藤嘉範議員） 御異議ないものと認めます。まず、二十四番佐々木雄太議員の発言を許します。

●二十四番（佐々木雄太議員） 登壇【（拍手）】  
おはようございます。

自由民主党会派の佐々木雄太です。一般質問の機会を与えていただきました先輩、同僚の皆様感謝を申し上げ、通告に従い、順次一般質問を行います。

まずはじめに、防災減災対策について伺います。

今年の夏、秋田県内は高温少雨の傾向が続き、農作物への被害に頭を抱える農家の皆さんにとって、ようやく降った雨はまさに恵みの雨とならずでした。しかしその願いもつかの間、状況は一転し、災害をもた

らすほどの大雨に見舞われることとなりました。改めて被災された皆様にご心からお見舞いを申し上げます。

特に仙北市西木町上桧木内地区は、桧木内川の氾濫により、十一世帯二十九人が孤立しました。河川の堤防を越えた水は周囲の田畑や住宅地を一面に覆い、もはや川と田畑の区別すらつかない状況となっております。さらに濁流により根こそぎ倒された大木が至るところに打ち寄せられ、被害の甚大さを物語っております。

私自身も住宅の床下の泥かきや、食事の炊き出し提供ボランティアとして、数日間、上桧木内地区に身を置きました。その中で強く心に残ったのは、この地域に生きる人々の深い絆と支え合う姿です。山鳩館を拠点として地域住民が集まり、足を運べない高齢世帯には炊き出しの食料を自宅まで届けるなど、まさに「共助」の思いやりと温かなつながりが随所に見受けられました。

本県では令和四年から四年続けて大雨災害が発生しており、県内の広い範囲で床上・床下浸水など建物被害、農地・農業用施設など農林水産関係の被害、公共土木施設や道路の通行規制、断水によるライフライン被害など相次いで多くの被害に見舞われました。

災害に際して県民の命をどう守るか、いかに被害を最小限にとどめるかは、県のリーダーに課せられた重大な役目であります。そのためには、県民が防災減災対策に資する情報にアクセスしやすい環境を整備することも重要な施策の一つであり、河川が氾濫する事例が多発する現状を踏まえて、河川の水位情報の発信についてお伺いいたします。

本県では「秋田県河川砂防情報システム」を運用しており、地域の皆さんに命を守る行動を取ってもらうためには、トリガー情報として河川内で観測している水位の情報発信が重要であるということは私が申し上げるまでもございません。

ところが、水位計には常時観測のものと洪水時に観測を行う危機管理型水位計の二種類がありますが、本県のシステムでは、国管理の危機管

理型水位計のデータは閲覧できません。

秋田県以外の東北五県では、国土交通省が全国を対象に運用している「川の防災情報」を活用しており、県と国が協定を締結し、両方の水位計、雨量計、監視カメラの映像、ダム の操作状況なども全て閲覧できます。

地域住民にとっては、河川管理者が誰であるかは関係なく、身近な水位計の観測データに一度にアクセスできたほうがいいと思いますが、危機管理水位情報発信の改善策について、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、県管理ダム操作による洪水調節について伺います。

九月四日、四年連続して大雨被害を受けた上小阿仁村を視察してまいりました。

小阿仁川に注ぐ五反沢川では、昨年の記録的な大雨災害により被災・決壊した堤防の災害復旧工事をようやく終え、竣工検査が間近に迫っております。

ところが、九月二日からの大雨により、同現場が重ねて被災し、隣接する農地に樹木や土砂が流入しました。さらに、仏社川が流れる田ノ沢・脇ノ田地区では、設置していたプレハブ小屋が水圧で押し流され、三十メートルほど先の電柱に激突し、そのまま押し倒された状態で止まっており、また、新築間もない戸建て住宅も含めて床上・床下浸水被害を受け、視察に伺った際も地域総出で土砂撤去の作業に追われておりました。

その上小阿仁村の中心部を流れる小阿仁川の上流部には県が管理する萩形ダムがあります。

萩形ダムは昨年度、気象庁が発表する予測雨量を用いて、洪水調節容量を確保する「ダム流入量予測システム」を導入し、運用を行っております。

しかし、被害を受けた地元の方々からは、「ピークの雨量に加えて、

ダムの放流が小阿仁川の水位上昇を招いたのではないか。」「『事前放流』することで今回の小阿仁川の氾濫を防げたのではないか。」など、「洪水調節効果」に対する疑問や今後の運用を懸念する声も聞こえます。確かに、県は操作規則に沿ったダム操作を行っていると思いますが、今回、萩形ダムで五十トンの一定放流を開始した午前九時二十分という時間帯は、時間帯雨量のピーク帯でもありました。

一方で、一定放流五十トンという洪水調節の基準については、下流河川への影響を最小限にとどめるものであり、その必要性は理解するところであります。

気象庁の天気予報は以前に比べても精度は上がり、予測が立てやすくなっておりますし、早い段階から事前放流を計画的に行い、ダム内の水位を下げておき、降水時には一定放流せずにダムに溜め、天候を見ながら一定放流を開始することや、流量を絞って放流することなど、萩形ダムのダム機能を最大限に發揮できるように操作規則を見直すことについて、知事の御所見をお伺いいたします。

萩形ダムの最も重要な役割の一つは、下流域に暮らす地域住民の生命と財産を守ることです。

しかしながら、先ほどの地域の方々のお話のように、防災機能としての萩形ダムへの信頼や期待が失われている、あるいはダムの有効性がきちんと伝わっていないのではないのでしょうか。

そこで、ダムの放流などに対する疑問や不安を感じる状況を解消するよう、今回の萩形ダムの運用状況について、その検証結果を地域の方々と情報共有する機会をつくる考えはないか、知事の見解をお伺いいたします。

次に、被災者生活再建支援制度の見直しについてであります。

昨年の大雨災害では、秋田市では床上・床下浸水を含め六千棟以上の住宅が被災したとされており、都道府県が相互扶助の観点から拠出した「被災者生活再建支援制度」の対象となりました。

しかしながら、昨年七月のかほ市や、今年八月の仙北市上桧木内地区にも同様に大雨による被害がありました。山間部で住宅が点在している地域は、そもそも被災者生活再建支援制度の適用が難しいのが実情です。

被災された方の気持ちを察すれば、同じような被害があっても、秋田市のように人口も多く住宅が密集しているところは適用され、同じ県内であっても、規模の小さな地域や山間部などは適用にならないというのであれば、やり場のない気持ちになります。

本制度は、都道府県が拠出した基金を活用し、かつ、被災者生活再建支援法に基づいて、国が支援金に対して補助金を交付することを鑑みれば、本県の実情のみを考慮することは難しいかもしれませんが、四年続けて水害に遭って大きな被害に見舞われた本県から、適用要件の緩和について、制度改正を強く要望していただきたいと考えますが、知事の御見解をお伺いいたします。

次に、人口減少対策について伺います。

日本の総人口が減少する中、秋田で暮らすことを選んでいただくには、複合的な課題に対してきめ細やかな取組を進めることが重要です。人口減少対策としての観点から、次の取組について知事の御見解を伺います。

一つ目は、賃金水準の向上についてであります。

今年度、中央最低賃金審議会が本県を含む「C区」の県に対し、六十四円の引上げ額を参考として提示しました。

鈴木知事は、最低賃金の脱最下位に言及し、「国の目安に見合うような引上げ額を期待している。」と述べ、結果的に本県の賃金の上げ幅は過去最大となる八十円が答申されました。

金額については、異議申立てに関する手続を経て秋田労働局において決定されるものであります。鈴木知事自ら関係各所への働きかけをしていただき、労使協議が前向きに進められたものと理解しているところであります。最低賃金の引上げは家計所得の増加を通して地域経済の成

長に寄与する反面、県内中小企業にとっては大きな負担となり、企業収益を圧迫する原因となります。

国は最低賃金引上げに伴う中小企業等向けの支援を強化する方針で、知事もこうした動向を踏まえた緊急的な支援を検討されていますが、中長期的な視点で見ると、企業としては、賃上げの原資を製品やサービスの価格に適切に転嫁し確保することが必要です。

本県は、下請企業が多く、取引先との関係で価格交渉が難航するとの課題もあるため、県として企業が適切な価格転嫁を実現できるよう支援を行うべきと考えますが、賃金向上に向けた今後の企業支援の具体的な方策についてお伺いいたします。

二つ目は、多文化共生社会の実現についてであります。

本県は、少子高齢化に伴い、「生産年齢人口」の割合が全国で最も低くなっていることから、人手不足が深刻化し、企業では外国人材へのニーズが高まっているものの、受入れ人数は全国で一番少ない状況にあります。

私の暮らすにかほ市では、数年前から、製造業を中心に外国人材を受け入れる企業が増えてきており、さらに今年度は空き校舎を活用した日本語学校が開校いたしております。

日常においても、地域で生活する外国人の姿を目にすることは当たり前となってきました。

一方で、外国人材との共生は必要なこととは理解しつつ、秋田県人は日本人同士であってもよそ者を受け入れたい気質があり、外国人材の方に対してはなおさら抵抗を感じる人もいます。人口減少が最も進む秋田県だからこそ、多文化共生への理解促進を県民全体に図っていくことが急務ではないでしょうか。外国人材の方に秋田を選んでもらうためには、地域における多文化共生の成功事例を学び、共生を醸成する環境づくりが重要であります。

例えば、外国人材の受入れに関して専門スタッフが相談対応する「秋

田県外国人材受入サポートセンター」のような機関を外国人材と地域の窓口として設置するなど、地域と外国人材との共生社会の実現に向けて必要な取組を県が後押しするべきと考えますが、共生社会実現に向けた取組についての御見解を伺います。

三つ目は、結婚支援についてであります。

本県には、平成二十三年に県、市町村、各種団体が共同で設立した「あきた結婚支援センター」があり、会員登録制によるマッチング、出会うイベントの情報提供やコーディネーターによる相談サポートなどを行い、結婚を希望する方々の出会いのサポートに取り組んでおります。

近年は、AI搭載のマッチングシステムの導入やオンラインによる面談など利便性の高いサービスを提供するなど気軽に参加できる環境も整ってきていると感じております。

一方で、同センターの会員の約七割が男性であることから、女性会員の少なさが課題であると考えています。

そこで、特に女性が二十代のうちから気軽に登録していただけるように、正しく必要な情報を届ける発信方法の工夫や、会員の皆さんが良い方と巡り合い豊かな人生を過ごすための結婚支援の更なる活動強化を検討していただきたいと思いますが、今後の結婚支援の展開方針について、御見解をお伺いいたします。

四つ目は、女性活躍の推進についてであります。

本県では、これまでに女性活躍を推進するために陶山さなえ氏や丹治純子氏を理事として招へいし、ラウンドテーブルの開催や様々な事業を通じて、広く女性の活躍推進の機運を醸成し、女性が活躍できる環境づくりの促進に一定の効果があったと私も感じております。

近年、「政治や管理職・役員等における女性の割合を高めるべきだ。」という話題を耳にする機会が多くなりましたが、女性と男性の権利を平等とすることへの賛意がある一方で、行き過ぎた積極的改善措置に対しては、批判があるのもまた事実です。私は、これまで「地域社会

に根差した個々の女性の思いを尊重し、その暮らしに合わせたきめ細やかな施策を進めることが真の『女性活躍』であり、住みよいまちづくりにつながる。」と申し上げてきましたが、この考えは、いまだに変わっておりません。女性活躍という言葉だけが先行してしまい、逆に「生きづらさ」を感じている女性もおります。

他方で、政治・社会・企業・行政や地域における様々な課題において、女性の視点や価値観を取り入れていくことは重要だということも理解をしております。

そこで、鈴木知事の考える「女性活躍」とは、またその考えを進めていく上で課題とその解決策について、知事の御所見をお伺いいたします。次に、ふるさと納税の積極的な活用についてお伺いいたします。

本年六月議会の総括審査において、自治体の収入源を広げることができる「ふるさと納税を積極的に活用すること」について、見解をただしました。

本県の財政は、大変厳しい状況にある一方で、質の高い医療福祉の提供や地域公共交通の維持など、県民の日常生活に極めて重要なサービスを今後も提供し続けていくには、歳出の適正化に加えて、財源をいかに確保するかが重要となっております。

こうした背景から、ふるさと納税の積極的な活用を提案したところ、知事からは「力を入れて前向きに進めていきたい。」という答弁をいただき、今九月議会には関連予算が盛り込まれております。迅速な対応に感謝申し上げるとともに、財政の健全化と県民サービスの維持・向上に資する成果を期待するところであります。

その上で、返礼品に関しては、知事からは「現在、鋭意頑張っておられる県内市町村の努力を阻害しないよう、県のふるさと納税の在り方を検討している。」との御発言があったところです。

こうした観点から、私はクラウドファンディング型ふるさと納税や、県費を投じて開発した「サキホコレ」なども本県のふるさと納税の返礼

品に最適ではないかと申し上げたところです。

「サキホコレ」や秋田ノーザンハピネッツの観戦チケットなどについて返礼品として設定するようですが、今後は本県のふるさと納税のPRに向けて、掲載するふるさと納税サイトを増やし、寄附メニューも順次追加すべきと考えますが、今後どのように本県のふるさと納税の認知度を高め、どのような返礼品の設定を想定しているのか、目標とする寄附額も合わせて知事にお伺いいたします。

次に、里親委託について伺います。

本年十月、本県でもいよいよ「里親支援センター」が開設となります。

里親支援センターは、里親及び里親になろうとする方や養育が必要な児童に対して、相談・支援を行うこと等を目的とする施設です。

令和四年に改正された児童福祉法によって創設された新しい取組であり、開設に向けた準備が着実に進められております。

全国でもまだ設置の少ない里親支援センターですが、本県では、同センターの設置を秋田県社会的養育推進計画に盛り込み、早期に一貫した里親支援体制の構築が実現できることに対して御尽力いただいたことに感謝を申し上げます。

そこで、里親支援センターの設置を契機に、従来の里親登録研修、アセスメント・マッチングから里親委託までの過程の明確化など、里親委託推進に向けた取組をより効果的なものに変えていく必要があると考えます。

そのためには、児童養護施設、乳児院、児童家庭支援センター、児童相談所、里親会といった関係機関との連携も重要となります。今後の各機関との連携の在り方と、里親委託の推進に向けた取組の方向性について、知事のお考えをお伺いいたします。

次に、社会的養護の充実に向けた里親制度に対する県民の理解促進についてお伺いいたします。

先日、社会課題を見つけて解決に向けたプロセスをデザインする力を

養うことを目的とするデジタル探求ワークショップが私の母校である新屋高校で行われました。その際、ある生徒から「社会的養護と言われてるのに、子どもが社会から大切にされていると感じますか。」との質問があったそうです。

私自身も考えていなかった視点です。社会的養護が必要な子どもたちを含め、子どもたちが社会から大切にされていると感じられる秋田県であったなら、子育てをしている親も、子どもも、そして社会も「秋田で子どもが育つ」ことにもっと関心を持ち、そして行動へとつなげる、オール秋田の好循環に結びつけることができるのではないのでしょうか。

そこで、社会における子どもへのアドボカシー保障の観点から、例えば、里親となった社員に対する「育児休暇制度」等の福利厚生が充実している企業を「里親サポーター企業」として認定し、社会全体で子育てを見守ることを好意的に受け取ってもらう「里親サポーター企業制度」を創設するなど、「子どもが社会から大切にされている。」と実感できるような社会的養護の充実に向けた里親制度に対する県民の理解促進の取組について、知事の見解をお伺いいたします。

次に、Jリーグのキャンプ誘致について伺います。

現在、日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）は二月に開幕し、十二月にシーズンを終える日程でリーグ戦を行っておりますが、二〇二六―二七シーズンからは夏場を避けて八月から、翌年五月までの「秋春制」に移行することが決定しております。

このリーグ期間の移行に伴い、今後は夏がオフシーズンとなることから、これまでは冬場でも比較的温暖な地域に集中していた合宿地の需要が、夏の比較的涼しい地域に移り変わることが期待でき、実際、開幕前のキャンプを北海道や東北で行うことを検討するクラブが多数あると伺っております。

このような中、北海道や東北各県では、地域活性化や経済効果を期待して、開幕前のキャンプ誘致に取り組む動きが活発化してきています。

本県では、ブラウブリッツ秋田のホームタウンの一つであるにかほ市がキャンプ誘致に向けて芝生の張り替え工事を行うなど、誘致に向けて動き出しているものの、一自治体では解決困難な選定条件もあるとのことです。

かつてサッカー少年でもあった私も、平成十九年に、にかほ市で横浜FCがキャンプを行った際、TDKサッカー部とのトレーニングマッチを観戦し、にかほ市内外から訪れたあふれんばかりの観客に驚き、何よりも三浦知良選手をはじめプロのスター選手たちがグリーンフィールドを駆け巡り、気迫あふれるプレーを見せてくれたあの姿が今でも脳裏から離れません。

これからの時代を担っていくサッカー少年たちにとって、間近でプロサッカー選手のプレーが見られる絶好の機会となり、また、キャンプ実施に当たっては、地元の子どもたちへのサッカー教室など地域交流が好影響となり、競技力向上に資することも期待できます。

そこで、私は、県も市町村と協力しながら、広域的な実施体制を構築し、キャンプ誘致に向けて取り組むことで、誘致の実現性が高まり、誘致による本県スポーツの振興や観光振興による経済効果、地域活性化の一助を担うなど、大きな成果につながると考えます。

「秋田県スポーツ推進計画」では、施策の総合的かつ計画的な推進のため、計画の趣旨を踏まえ、各市町村がそれぞれの状況に応じて県と協力・連携し、計画を効率的かつ効果的に推進することで、オール秋田でスポーツ推進を図ると明記されております。

Jリーグの夏季キャンプ誘致に向けて県が主体となり、県内の市町村や競技団体などと連携・協力して誘致活動を推進する考えはないか、知事の御所見をお伺いいたします。

最後に、持続可能な除雪体制の構築についてお伺いいたします。

地域の建設業者は、災害時にいち早く出動し道路啓開や災害箇所応急復旧を行うほか、社会インフラ施設の維持管理や除雪作業などを行う

など、地域の守り手としての県民の安全・安心を確保する重要な使命を担っております。

一方で、本県においては少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少が急速に進展し、建設業においても次代の社会資本整備を担う人材の確保が極めて厳しい現状にあり、とりわけ冬期間の昼夜を問わない過酷な気象条件下の作業となる除雪作業の作業員の確保が年々困難となっているところであります。

道路除雪は、年間降雪量により事業量が大きく変動する特性があり、持続的な除雪体制を維持するためには、降雪の有無にかかわらず、除雪作業員を常に待機させておく必要があるほか、日常的な除雪機械の保守点検と常時出動できる体制を整えておかなければなりません。

そのため、東北地方整備局においては、令和四年度から除雪体制の安定的確保のため、十二月二十五日から二月末日までにおける除雪作業員の期間待機を実施し、費用を計上する取組を行っており、本県と同様の豪雪地帯である青森県、山形県、新潟県、福島県会津地方においても待機補償または最低保証制度を実施しているところであります。

本県では、令和二年度に少雪時における除雪機械管理費支払制度を創設し、令和五年度に初めて機械の損料等の支払を行っておりますが、国や他県のような待機補償制度は実施していない現状です。

本県の冬の生活基盤の整備に向けて、除雪は欠かせないものです。固定的な待機補償費を計上することで、除雪を担う建設業の体制整備につながり、持続可能な除雪体制を構築することができると考えますが、建設部長の御所見をお伺いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。  
(拍手)

●議長（工藤嘉範議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（鈴木健太君）登壇】

●知事（鈴木健太君） おはようございます。佐々木議員の一般質問にお

答え申し上げます。

まず、防災減災対策のうち、河川水位の情報発信であります。

近年、気候変動の影響により、堤防整備などのハード対策だけでは防御できない水害が頻発する中、県民の適切な避難行動につなげるソフト対策を充実させることが重要であります。

河川の水位については、これまで「あきた河川メール」や県公式LINEとの連携によるプッシュ型通知など、発信方法の改善に努めてきたほか、情報の空白域を解消するため、危機管理型水位計を設置する河川を拡大してきたところであります。

県で管理する危機管理型水位計の情報は、国や県が常時観測している水位計と併せて、県の河川砂防情報システムで提供しておりますが、議員御指摘のとおり、国で管理する危機管理型水位計については、県のシステムで閲覧できない状況となっております。

今後は、こうした状況を改善し、水害リスクに関する情報を一層充実させるため、国の危機管理型水位計についても県のシステムで確認することができるよう、国との協議やシステム改修の検討を進めてまいります。

次に、県管理ダム操作による洪水調節であります。

今月二日の萩形ダムでの洪水調節においては、降雨前の準備段階で貯水位が十分低い状況にあり、ダムへの流入量を予測した結果、事前放流は不要としたものであります。

今回の大雨では、上流域で降った雨をダムに貯留することにより、一定の治水効果があったものの、下流域で短時間に集中して強い雨が降ったことで、小阿仁川の氾濫が生じたものと考えております。

ダムの操作規則は、下流河川への影響などを勘案して定めておりますが、事前放流の在り方や、洪水調節段階における一定放流の量とタイミングなどについて、現行の操作規則のもと、ダムの治水機能をより発揮できるように、効果的な運用方法について研究してまいります。

水災害の防止には、ダムのみならず、流域全体で対策を考える必要があることから、現在進めている小阿仁川の改修や保水力を高める森林整備など、流域治水の取組を推進し、当該地域の治水安全度を高めていくこととしております。

また、ダムの効果や運用状況について、県と地元代表者からなる協議会を通じて情報共有を行うなど、地域住民の理解が深まるよう努めてまいります。

次に、被災者生活再建支援制度の見直しであります。

この制度は、自然災害により市町村において十世帯以上の住宅が全壊するなど、大規模な災害を対象とし、国の補助金と全国知事会で決定した各都道府県の拠出金をもとに、運用されております。

このような制度趣旨に鑑み、県では、小規模な災害を対象とするための適用要件の緩和について、国への要望を行っておりますが、一方で、同一の災害において一部の市町村に制度が適用となる場合は、他の被災市町村も等しく支援を受けられるよう、要望しているところであります。

現在、県では、本制度の適用とならない市町村の被災者に対しても、見舞金の支給や住宅の復旧支援を行っておりますが、自然災害が激甚化・頻発化する中においては、より公平性が高く、被害の程度に応じた手厚い支援が求められております。

県としましては、こうした状況を踏まえ、既存の支援制度の課題を十分に検証するとともに、他県の事例も参考にしながら、国の基準によらない独自の生活再建支援制度の構築に取り組んでまいります。

次に、人口減少対策のうち、賃金水準の向上であります。

このたびの秋田地方最低賃金審議会の答申は、過去最大の引上げ額となり、本県は全国最下位を脱却することになったほか、県全体の賃金水準の底上げに寄与するものと期待しております。

一方で、最低賃金の急激な引上げは使用者側の負担を伴うものであり、事業者が生産性の向上や価格転嫁を進めるまでの応急的な支援策として、

最低賃金の引上げに要する経費の一部を助成する予算を、今議会中に提案したいと考えております。

また、持続的な賃上げに向けては、企業における収益性の改善が不可欠であることから、国の交付金の活用も念頭に置きつつ、省エネ・省力化設備の導入やM&Aの促進に向けた助成など、生産性向上につながる施策の拡充についても検討を進めているところであります。

さらに、来月開設予定の「価格転嫁の円滑化に向けたポータルサイト」等を活用して、価格転嫁に向けた機運醸成を促進するほか、国の業務改善助成金をはじめとする各種支援策や価格交渉支援ツール等の利用普及にも努めてまいります。

今後とも企業が安定的に収益を確保し、賃金水準の向上が図られるよう、引き続き、関係団体等との連携を強化するとともに、生産性向上と価格転嫁の両面から支援を行うことで、地域経済の好循環を生み出す環境づくりを力強く進めてまいります。

次に、多文化共生社会の実現であります。

外国人材の受入れや定着・共生に向けては、生活基盤として大きな役割を担う市町村や関係団体で構成する「秋田県外国人材の受入れ・共生に係る連絡協議会」において、受入れ環境の整備に関する効果的な事例を情報共有するとともに、補助制度を創設し、受入れ企業等の取組を積極的に支援しております。

また、国際交流協会内の「秋田県外国人相談センター」や、地域振興局単位に配置している「地域外国人相談員」が、生活全般の相談に応じているほか、生活になじめるよう日本語の習得を支援しているところでもあります。技能実習生や特定技能資格以外の県内在住外国人も増加傾向にあることから、市町村と連携して、取組の周知と支援の充実に努めてまいります。

さらに、多文化共生の推進に向けては、国際交流員が県民に母国を紹介する「国際理解講座」や外国人と県民が交流できるイベントの開催な

どを通じ、機運醸成の取組も進めているところであります。

一方で近年、在住外国人の増加に伴い、全国では様々な課題も明らかになっており、相互の理解と尊重が重要であることから、地域の意向や外国人のニーズに十分配慮しながら、県内に在住する外国人が地域の一員として溶け込んでいけるよう、より一層取組を進めてまいります。

次に、結婚支援であります。

あきた結婚支援センターの会員登録者数は、減少傾向にあり、特に女性会員の割合が低いことが課題となっております。

このため、若い世代に対するSNS広告による情報発信や、女性の入会を意識したキャンペーンなどを六月から展開しており、八月末現在の新規入会者は、前年度に比べて約一〇%増加しているところであります。

今後は、センターの広報機能の強化を図り、マーケティングの視点を取り入れた、ターゲットに確実に届く情報発信や、ウェブサイトの見直しなどにより、会員数の大幅な増加を目指してまいりますと考えております。

また、気軽に参加できる自然な出会いの機会の創出を一層進めるなど、市町村や企業と連携した総合的な結婚支援の充実を図ってまいります。

結婚支援施策は、移住施策と併せ、人口減少対策としても重要な取組であると考えており、若い世代の多様なニーズに応えながら、自らが願う暮らしの実現を後押ししてまいります。

次に、女性活躍の推進であります。

私の考える女性活躍とは、女性に特定の生き方を押しつけるのではなく、性別にかかわらず、ライフステージに応じて、社会の中で、自らが希望する多様な働き方や生き方ができることであります。

しかしながら、こうした本質が伝わらず、「管理職登用」などの言葉だけが先行することで、生きづらさを感じる女性もいることから、取組を推進するに当たっては、一人一人の考え方や価値観を尊重していくべきであると考えております。

また、本県においては、いまだ固定的な性別役割分担意識が男女共に根強く残っていることから、まずは、女性が自分らしく活躍するための障壁を取り除くことが必要ですが、こうした意識を短期間で改めることは難しいため、企業や地域と一体となった取組を、地道に継続していくことが重要であります。

このため、県では、女性に偏りがちな家事・育児の分担を見直す「あきたとも家事」や、ジェンダーギャップの解消に向けた動画による啓発などを着実に進めることとしており、社会全体の意識改革を図ってまいります。

次に、ふるさと納税の積極的な活用であります。

本県の寄附額は全国の中でも少なく、昨年度の収支は約八億円のマイナスと、看過できない状況にまで拡大しております。

こうした状況を改善するとともに、県産品等のPRを促進するため、返礼品については、市町村の寄附額への影響を十分考慮した上で、県も導入することとしたものであります。

具体的には、県費を投入して開発したサキホコレなど、本県を代表する農産品等の中から返礼品を選定するとともに、寄附を受け付けるポータルサイトも増やし、当初の寄附額として、まずは年間一億円を想定しているところであります。

今後は、こうした取組について、県人会や本県にゆかりのある関係者等を通じ、認知度の向上を図ってまいります。

なお、返礼品目の増加については、現在取り組んでいる市町村に配慮する必要があることから、まずは今回選定する品目を中心に提供してまいります。

次に、里親委託のうち、各機関との連携の在り方と、里親委託の推進に向けた取組の方向性であります。

里親支援センターについては、来月一日の開設に向け、準備を進めているところであり、里親支援の専門的知識と豊富な経験を有する職員五

名の配置により、これまで以上に里親等に対する一貫したサポート体制が構築されるものと考えております。

里親委託を一層推進するための課題の一つに、里親委託に対する保護者の理解が挙げられます。

保護者の承諾を得るための説明は、これまでは児童相談所のみで行ってききましたが、センターと児童相談所が連携することで、委託後の子どもたちの生活を保護者に具体的にイメージしてもらうことにより、保護者の理解促進につながりたいと考えております。

また、別の課題として、里親・里子間の関係不調による里親委託措置解除の防止が求められており、センターでは、児童養護施設等との情報連携をこれまで以上に密にすることで、より確度の高いマッチングに努めてまいります。

その上で、委託後に不調の兆しが見受けられる場合には、速やかに児童相談所等と里親家庭の状況を共有し、家庭訪問や相談支援を行うとともに、レスパイト・ケアの利用や里親サロンへの参加を促すなどの支援を行うこととしております。

こうした取組を、センターが中核的な役割を担い、関係機関との連携を密にして着実に進めることで、より効果的かつ包括的に里親委託を推進してまいります。

次に、社会的養護の充実に向けた里親制度の県民の理解促進であります。

県では、これまでも、里親制度の紹介パンフレットなど、各種広報媒体による周知や県内各地におけるポスター展の実施、テレビ局のイベントを活用した宣伝活動等により、里親制度に対する県民の理解促進に努めてまいりました。

里親支援センターの開設後は、専任の普及促進担当者が、リクルート活動のほか、企業との協働による広報活動を展開していくこととしております。

具体的には、県内企業に対して里親制度に関する説明会等を実施し、里親や里子のサポートについて理解を示す企業には、里親を応援する企業であることを表示するステッカーを交付するといった普及促進策を考えているとあります。

「子どもが社会から大切にされている」ことを実感できるという視点も考慮し、まずは、企業等への働きかけを通じて、里親委託の推進に協力的な取組などの好事例を収集し、その情報を広く発信することで、今後も里親制度に対する県民の理解促進に努めてまいります。

次に、Ｊリーグのキャンプ誘致であります。

これまで県では、スポーツを通じた地域活性化や交流人口等の拡大に向け、合宿誘致や大規模スポーツ大会の開催支援等に取り組んでおります。

Ｊリーグのキャンプ誘致についても、選手・スタッフが二週間ほど滞在することや、サポーターの来訪による経済効果に加え、メディアを通じた地域のPRや、地元との交流など、様々なメリットが期待できるものと考えております。

Ｊリーグの秋春制への移行を受け、県内においても、にかほ市や秋田市で誘致に向けた動きがあり、特に、にかほ市においては、良質な天然芝のグラウンドを整備するとともに、市長自らＪ１クラブを訪問するなど、意欲的に活動しております。

また、地元クラブからは、県内で複数のクラブがキャンプを実施することにより、トレーニングマッチが増え戦力アップにつながるといった、ポジティブな意見も伺っているところでもあります。

県としましても、キャンプを積極的に受け入れる姿勢を示すとともにクラブ側のニーズに応える上で、広域的な対応を求められる際の調整や、キャンプ実施情報の県内外への発信など、地元市と連携しながら、主体的に取り組んでまいります。

私からは以上です。

【建設部長（小野潔君）登壇】

●建設部長（小野潔君） 私からは、持続可能な除雪体制の構築についてお答えいたします。

県が管理する道路の除雪延長は、約二千八百六十キロメートルに上り、冬期の安全で円滑な交通を確保するため、計六百二十台の機械で除雪作業を行っておりますが、業務を担う建設業者においては、オペレーターの継続的な確保や、機械の維持等の課題があるものと認識しております。このため、除雪委託業務を複数年契約とし、建設業者の経営の安定化や計画的な雇用の確保につなげるほか、固定的な機械の維持経費の負担軽減を図るため、「少雪時における除雪機械管理費支払制度」を創設するなどの支援策を講じてきたところであります。

待機補償制度については、国の運用が試行段階であることや、自治体によって対応が異なることから、引き続き、他機関の取組状況を把握するとともに、今年度は、オペレーターの待機にかかる実態調査を行い、少雪時における補償の在り方について、更なる検討を進めてまいります。私からは以上であります。

●二十四番（佐々木雄太議員） 防災減災対策の被災者生活再建支援制度の見直しについての御答弁について、再質問をさせていただきます。一般質問でお話させていただいたように、山間部や、集落が点在している地域では、同じような被害があっても対象にならないのは、私も今回、いろいろな地域を視察をしながら、本当にいたたまれないなと思いつながら、確認してきました。私の質問の趣旨とすれば、どちらかというと国の要件緩和を、是非、知事会等を通じて要望していただきたいという趣旨だったので、国の基準によらない独自の生活再建支援制度の構築に取り組んでいくと力強い答弁をいただきました。非常にありがたいと思っておりますが、具体的にどのような制度設計をしていくか、今現在、部内で検討を進められているのでしょうか。

【知事（鈴木健太君）】

●知事（鈴木健太君） まさに検討中でございますので、今具体的なことを申し上げることはできませんが、議員御指摘のとおり、住んでいる自治体によって全く支援のレベルが違う非常に不公平な状況が現場では生まれておりますので、それは何とかしないとイケないだろうと。他県の状況を見ますと、県独自の支援制度を設けているところも結構あるのですね。そうしたものを参考としながら——ただ、県単ですと非常に財政負担も大きいですから、その代わりに、今行っている見舞金の制度との関連であったり——あれもこれも全部はなかなかできないので、どの辺が一番公平感があるのか、今、鋭意部内で検討しているところでございます。

●二十四番（佐々木雄太議員） タイムスケジュール感とすれば、いつぐらいまでというのを具体的には申し上げられませんか。

【知事（鈴木健太君）】

●知事（鈴木健太君） 来年度を目指しています。

●議長（工藤嘉範議員） 二十四番佐々木雄太議員の質問は終わりました。暫時休憩します。再開は十一時といたします。

午前十時四十九分休憩

午前十一時再開

一	番	出	席	議	員	四	十	一	名
二	番	佐	藤	光	子	二	番	福	田
三	番	山	形	健	二	四	番	川	邊
四	番	高	橋	健	二	六	番	武	内
五	番	小	棚	木	政	八	番	高	橋
六	番	瓜	生	望	之	十	番	松	田
七	番	加	賀	屋	千	十	番	櫻	田
八	番	佐	藤	正	一	十	番	島	田
九	番	宇	佐	見	康	十	番	住	谷
十	番					十	番		
十一	番					十二	番		
十二	番					十四	番		
十三	番					十六	番		
十四	番								
十五	番								

十七番	児玉政明	十八番	小山緑郎
十九番	小野一彦	二十番	加藤麻里
二十一番	薄井司	二十二番	三浦茂人
二十三番	鈴木真実	二十四番	佐々木雄太
二十五番	杉本俊比古	二十六番	佐藤信喜
二十七番	今川雄策	二十八番	高橋武浩
二十九番	小原正晃	三十番	渡部英治
三十一番	北林丈正	三十二番	竹下博英
三十三番	原幸子	三十四番	工藤嘉範
三十五番	加藤敏一	三十六番	石田寛
三十七番	三浦英一	三十八番	柴田正敏
三十九番	川口一	四十番	鶴田有司
四十一番	鈴木洋一		

地方自治法第二百一十一条による出席者

休憩前に同じ

●議長（工藤嘉範議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一、一般質問を継続いたします。二十二番三浦茂人議員の発言を許します。

【二十二番（三浦茂人議員）登壇】（拍手）

●二十二番（三浦茂人議員） 会派みらいの三浦茂人です。

一般質問の機会をいただき、先輩、同僚議員の皆様へ感謝申し上げます。また、お忙しい中、傍聴にお越しいただいた皆様へ厚く御礼申し上げます。

はじめに、これまでの知事説明を踏まえて、さらに議論を深める意味で、今後の行政運営の在り方について改めて、知事にお伺いします。

知事は、全県に広がる持続可能性の基盤を本県の強みとして余すことなく活用し、本県が抱える課題の克服と持続的な発展につなげることを県政運営の基本とし、各種重点施策に取り組みとしています。

そこではじめに、実効性のある人口減少対策として、移住支援についてお伺いします。

知事は、十五歳未満の年少人口の減少に歯止めをかけることを最重要課題として位置づけ、住環境の整備や、公務員を含む多様な職種への就業等に関する多方面からの移住支援メニューを充実させ、首都圏等に在住する本県出身の子育て世帯のAターンを強力に促進するとしています。

こうした移住支援メニューの具現化のため、首都圏等の子育て世帯を対象に、既にあきた美彩館での交流イベントを開催されたようですが、これまでの反応や収穫はいかがでしょう。それ以外にもターゲットとする首都圏等に在住する本県出身の子育て世帯へのマーケティング手法を用いた新たなアプローチについて、どのような検討がなされているのか、現時点での取組状況なども併せてお聞かせください。

また、移住者の働く場を確保するための方策とその成果指標とは何か、知事のお考えをお聞かせください。

一方で、若者の県外流出の抑制を図るため結婚・子育て支援や若い世代が主役となるまちづくり等に積極的に取り組むとしますが、どのようなまちづくりを考えているのでしょうか。

現在、秋田市が検討を進めている「外旭川地区まちづくり計画」において、地域未来投資促進法に基づいて基本計画の策定を進めるとした場合、県は基本的にどのようなスタンスで臨もうと考えているのか、知事の御所見をお聞かせください。

次に、持続可能性を基盤とした稼ぐ力の向上についてお伺いします。

カーボンニュートラルが世界的な潮流となる中、再生可能エネルギーの導入や森林再生など環境対策につながる投資に着目し、県内外からの資本投下をさらに促進し、これまでにはなかった質と規模を有する雇用

の創出に結びつけながら、県内への経済効果の最大化を図っています。では、知事の考えるこれまでになかった質と規模を有する雇用の創出とは何か、具体的な成果目標には何かがあるのか、改めて御所見をお聞かせください。

また、環境対策にもつながる再造林等の森林整備への支援や県産木材の利用拡大等の促進を通じて林業所得の向上と林業従事者の確保・育成を推進すると思いますが、現状はいかがでしょう。

現場では、再造林を推進することは必要であるものの、急速に再造林の実績が増加したため、それに付帯する下刈作業も増加し、山側は労働力不足になっているとの声もあります。それが一因ともなり、川中では原木の供給不足感による価格の上昇に加え、安定した在庫確保にも懸念が生じているようです。労働力問題、原木価格の上昇、製品への価格転嫁、運搬や間伐の補助金等の在り方についても多面的かつ早急に対策を講じる必要があると考えますが、マーケティングの手法により解像度を上げ精度を高めてどのような解を見いだしていくのか、知事の御所見をお聞かせください。

次に、新スタジアム整備についてお伺いします。

知事は、秋田の魅力の最大化に向け、文化芸術とスポーツの力を活用した賑わいの創出と、県内外からの誘客の拡大に取り組むという積極的な姿勢に言及しています。中でも新県立体育館の整備については今年三月に総額三百二十五億円で落札され、二〇二八年秋の供用開始を目指して鋭意整備が進められることになりました。

また一方で、新スタジアムの整備については、秋田市による調査・検討の状況を踏まえつつ、費用対効果等に関する県民への丁寧な説明を行いつつ、新スタジアムの整備については、これまで秋田市、ブラウブリッツ秋田、そして秋田県の三者で協議を進めてきた経緯があります。

そして事業主体は、一義的には秋田市と認識していましたが、必ずしも

そうではない可能性も出てきたようです。現時点における県の立ち位置はどうなのか、この際明確にしておくべきと史料します。

県が事業主体となる可能性はあるのか、ミルハスのように、県と秋田市双方が事業主体となる道筋はあるのか、あるいは従来同様秋田市が事業主体となり、県とブラウブリッツ秋田など民間が参画する形となるのか、現時点での知事の忌憚のないお考えをお聞かせください。

次に、緊急銃猟についてお伺いします。

何よりも、人身被害の防止を最優先とした総合的な対策が求められています。鳥獣保護管理法の一部改正により、人の日常生活圏にクマが侵入した場合の緊急銃猟が可能となり、九月一日から施行されました。県内ではまだ緊急銃猟の事例はありませんが、迅速かつ有効に実施される体制づくりに向け、市町村と猟友会をはじめとした関係機関との連携が不可欠なのを言うまでもありません。

今年度のクマの目撃件数は既に昨年を上回っており、大半は集落や市街地など、人の生活圏での目撃です。これ以上の人身事故が発生しないことを祈るばかりですが、緊急銃猟を取り入れた想定訓練は有効かつ効果的に行われているのか、進捗状況をお知らせください。

また、目撃情報は県内エリア全域にわたることから、猟友会員をはじめとして緊急銃猟を実施できる人員の確保が必須となりますが、運用に当たって支障はないのか、県が取り組むべき今後の課題と併せて知事の御所見をお聞かせください。

次に、循環器・脳脊髄センターの運営についてお伺いします。

健康長寿日本一を目指す本県にとって、質の高い医療・福祉サービスの提供や、医療機関相互の機能分化と連携強化の促進が求められていることは言うまでもありません。

このような方針を掲げる中で、いま一度知事に確認したいのが、循環器・脳脊髄センターの運営です。知事が議員当時から様々議論されており、課題については十分に掌握されているものと思料します。

現状では、循環器部門の恒常的な医師不足から、外来・入院患者数が減少し、循環器・脳脊髄センターの病床利用率は令和六年度実績で五二・九%にとどまり、医療収益は厳しい状況下に置かれ続ける悪循環に陥っているのではないかと危惧しています。令和六年度の県から病院機構への運営費交付金が過去最高の五十七億三千万円に上ったこと、令和七年度当初予算では五十四億四千万円を計上したことは御承知のことと思います。第四期中期計画がスタートしたこの二年間で、既に百十二億円の運営費交付金の計上となっています。

この際、冠から「循環器」を外し、「脳脊髄センター」に刷新し、かつてのような「世界の脳研」を目指すべき時に来ているのではありませんか。是非、マーケティング手法を駆使し、虚心坦懐に分析し最適解を示していただきたいと思いますが、循環器・脳脊髄センターの今後の在り方について、知事自身の考えをお聞かせください。

次に、日本の食を支える、戦略的な秋田米の生産・販売についてお伺いします。

本県の食料自給率は、長年、カロリーベースで全国第二位となっており、我が国の食料の安定供給に大きく貢献しており、コメについては需給動向を見据えながら、戦略的な秋田米の生産・販売を推進するとしていきます。

国においては、コメの増産に舵を切る方針を打ち出し、これまで生産の抑制に重点を置いてきた農政は、抑制から増産に転換しました。米価上昇は、生産が需要を下回ったことが原因で、農林水産省が、コメは足りているが流通が滞っていることで米価が上昇したとの説明は間違いであることを認めました。コメ余りによる米価下落を防ぐため、国は主食米の需要と供給を均衡させようとしてきました。しかし、二年前の猛暑による不作を機にコメ不足と米価の高騰が起き、これまでの手法の限界が露呈したといえます。

さて、このような転換期に国民、県民へ主食を安定供給させるために

は、様々な課題に直面しつつも増産を着実に軌道に乗せる必要があると考えますが、どのように秋田米の生産・販売を戦略的に進めていくのでしょうか。昨今、気候変動で栽培が不安定になっており、需要に対して余裕をもってコメを生産することが肝要と考えますが、知事の御所見をお聞かせください。

併せて、増産による米価下落が稲作に及ぼす影響を緩和する対策も必要です。半世紀以上にわたって続けてきた生産調整のもと、長く続いた米価の低迷が離農や耕作放棄を招いたことを踏まえれば、セーフティネットの充実は不可欠であり、国へ働きかけていくべきと考えますが、知事の御所見をお聞かせください。

次に、スポーツ環境及び高校入試制度の在り方についてお伺いします。知事選の公約で、知事は「高校入試制度の見直しによるスポーツ競技力の復活」を掲げています。これは、令和五年度入試から実施された特色選抜が有力選手の県外への進学を助長し、県内高校のスポーツ競技力低下に結びついている、という認識から来るものなのでしょうか。高校入試制度の見直しとは具体的に何を指しているのか、その見直しがなぜスポーツ競技力の復活になるのか、知事の意図するところをお聞かせください。

知事の意向を受けて、教育委員会では、「スポーツ環境及び高校入試制度の在り方検証委員会」を設置し、七月三十日に第一回会議が開催されました。実績を有する県内の中学生が県外に進学するのは令和五年度入試から実施された入試制度の影響が大きいのではないか、との意見を踏まえてのものです。県外進学傾向の背景にある要因を分析し、県外進学と高校入試制度との検証を行うとし、その上で、県内高校におけるスポーツ環境及び高校入試制度の望ましい在り方の検討を進めることとしていきます。

一番重要なことは、中学生がああ高校でこのスポーツを頑張りたいと思える強豪校が増えること、そのための指導者や施設、補助金、生活支

援、寮の充実など部活動の環境を整えることも併せて検証することが肝要と考えます。入試制度の変更のみでスポーツ競技力が復活するとは限りません。魅力に満ちあふれ誰もが選びたいと思う高校の姿を示すことが大切です。これまでに県外に進学した生徒を対象に、マーケティング手法を駆使して実態を検証し、知事が目指す現在の教育制度の検証と多様な学びの場を整える手立てを示していただきたいと思います。知事の御所見をお聞かせください。

次に、本県経済を支える中小企業等への支援についてお伺いします。八月二十五日に秋田地方最低賃金審議会が本県の最低賃金を現行の時給九百五十一円から一千三十一円とするよう秋田労働局に答申しました。全国の答申結果から本県が単独最下位を脱したことは喜ばしいことかもしれませんが、他県との順位争いのために最低賃金を決めるわけではありませんし、これで一件落着きというわけでもないでしょう。

まずは国の目安額六十四円に十六円上乗せした過去最高の引上げ幅をどう受け止めているのか、また、全国平均の一千二百二十一円とはいまだに大きな乖離がある事実をどのように評価するのか、さらに、国は二〇二〇年代に全国平均一千五百円を目標に掲げていますが、知事はその目標達成にどのようにコミットしていくのでしょうか。

また、改定額の発効時期については、例年十月以降のところを来年三月末に越年する異例の措置となりました。知事は、使用者側の負担が増えることに関しては、生産性向上や価格転嫁など対応には時間が必要であり、県としても支援をしっかりと検討したいとしています。まさにそのとおりだと思いますが、では、その具体的な支援策とはどのようなものを検討しているのでしょうか。

適用開始時期が越年したことから県の支援策の予算執行は実質的には令和八年度でしょうが、半年以上もその内容が不明のままでは事業者の不安が募り、対応策の検討にも支障が生じかねません。事業者側には支援内容を早急に明示し、早めの手立てが可能となるよう迅速なサポート

が必要と考えます。

徳島県では、昨年、最低賃金を八十四円引き上げた際、賃上げ支援事業として、一企業当たり最大五十万円の一時金を支援しました。県では徳島県の事例を参考に、複数の事業所を持つ企業には事業所ごとに五十万円を上限として支給する方針とのことですが、予算規模や裏付けとなる財源など現在どこまで検討されているのでしょうか。緊急的な支援のみで終わりでは限定的な効果しか得られません。

成果追求型を旨とする知事におかれましては、支援の先にある成果をどのように「見える化」するのでしょいか。中小企業の成長に資するものにターゲットを絞ることが、本来あるべき支援と考えますが、そのような検討はされているのか、知事の御所見をお聞かせください。

最低賃金の見直しは毎年あります。その最低賃金を着実に引き上げる環境を整えていくことが県の責務と考えます。中小企業が生産性向上のために、省力化やデジタル化の投資に踏み出し、賃金上昇に耐え得る収益基盤をつくることが不可欠ですが、その実現のために県はどのような具体的施策を講じていく考えなのか、併せて知事の御所見をお聞かせください。

同様に、越年は労働者側にとっては生活改善の遅れにつながります。少なくとも三月三十一日までは全国単独最下位の状況は変わらず、その間さらに他県との差は広がります。八十円の引上げといっても実質的には四十円です。労使双方に課題を残す結果となりました。

さて、厳しい経営環境の中、強靱でしなやかな県内産業を構築するため、生産性向上に向けた意欲的な取組への支援や、企業誘致については今後大きな成長が見込まれる業種や、女性・若者に魅力的な職種を主要なターゲットに据える取組等を通じて、県内産業の競争力の強化と賃金水準の向上を図り、Aターン就職者数の増加や若者の県外流出の抑制に結び付けるとしています。

ではその中で、県内産業の競争力を具体的にどのよう強化するのか、

また賃金水準の向上を実現する新たな具体策は何かあるのか、知事の御所見をお聞かせください。

本来的には新秋田元気創造プラン最終年度における本県の賃金水準の目標値である地方圏平均の九五%の目標達成に向けた取組強化が極めて重要と考えます。これまでの取組を踏まえて今後どのように県内企業の賃上げを推し進めるのかについて、知事の御所見をお聞かせください。

さて、これまで知事説明で掲げた重点的に取り組む施策の方向性についてお伺いしましたが、一つ残念なことは、財政の健全化についての言及がなかったことです。

本県の年間予算の二倍を超える一兆二千億円ほどの県債残高をどのように縮減しようと考えていますか。財政の中期見通しでも非常に厳しい現状分析が毎年示されていますが、是非、知事におかれましては従来のやり方にとらわれず、行動変容を引き起こすマーケティングの手法を駆使して県債残高圧縮の目標値とそれを達成するためのロードマップを明確に掲げていただきたいと思えますがいかがでしょうか、知事の御所見をお聞かせください。

また、令和七年度当初予算では、償還を迎える一千四百五十六億円余りの県債元金のうち六百三十四億円余りが新たな県債に借り換わることとしています。それは金利が見える時代になった今、利払い費がいや応なしに膨らむことを意味し、令和六年度二月補正後予算との対比では公債費利子が約二十六億円増加する見込みであることは周知のことと思います。令和八年度はどうでしょうか。金利の上昇の影響でさらに増大する見込みではありませんか。将来世代につけを増やさないためにも、より一層の財政規律の充実が求められています。金利上昇局面をどのように乗り越えていくのか、知事の御所見をお聞かせください。

財政と行政は車の両輪とも言われます。財政は行政活動を支えるための財源確保の役割を担い、行政はそれらの財源を用いて具体的な行政サービスを提供する役割を担います。鈴木県政においては、その根幹に

あるのがマーケティングの手法なのでしようが、知事がこれから取り組もうとする新たな施策にも当然財源が必要で、限られた行政資源を効果的・効率的に活用し、是非プロセスを明確にし、確かな成果に結び付けていくことを期待しております。

次に、県有施設の在り方について伺います。

現在の個別施設計画は、平成二十八年度から令和七年度までの十年間で、それぞれ存続または廃止の基本的な方針が示されています。令和八年度から令和十七年度までの次期計画は、まさに新しい知事のもと、見直しの時期にあり、今後さらに検討を加え、個別施設計画を含めた素案が十二月議会で提示される予定と聞き及んでおります。

そこで、はじめに知事公舎について伺います。

知事公舎は、現計画では施設の存廃が県民生活に与える影響の少ない公共施設にグループ分けされているのは御承知のことと思います。一九八〇年に建設され、築年数は四十五年、私邸と呼ばれる居住スペースと、会議室や応接を備える公邸があります。私邸は、佐竹前知事が転居した二〇二〇年二月以降、現在も使われていません。

知事も入居予定はないということなので、このままでは少なくとも二〇二九年四月までの九年余り居住者不在の状態が続くことになり、看過できない状況と言えます。ちなみに、過去十年間の人件費や維持管理等にかかった経費は約一億七百万円で、年平均一千万円超に及びます。また、直近の知事公舎の利用状況は、コロナ禍以降では、海外要人との面会が二回あるものの利用頻度は極めて低く、コストに見合う十分な活用がなされているのか甚だ疑問です。

この際、廃止を検討すべき時ではありませんか。知事の御所見をお聞かせください。

ちなみに、本県以外の東北各県では、知事公舎を保有しているのは岩手県と福島県の二つで、入居しているのは福島県のみです。青森県、宮城県、山形県は保有していません。

参考までに、北海道では保有はしていますが入居はなく、借り上げ公舎に居住しています。

本県においても、知事公舎廃止後の活用は、民間への貸付けや地域への開放など様々な考えられるでしょうし、解体、売却も可能でしょう。まさに刷新すべきターゲットではありませんか。知事の英断に期待しております。

次に、向浜運動広場のテニスコートについて伺います。

このテニスコートは、ナイター照明も完備されテニス教室が開催されるなど、多くの県民に長年利用されている施設です。しかし、フェンスが傾き、倒壊を防ぐために何か所もパイプで補強されている状況にあるほか、テニスコートに併設されている観覧席は天井が何か所も剥がれ落ちて穴が空き、ブロック塀の一部もひび割れて崩落しかねない危険な状態にあります。

立入禁止の表示とロープが張られています。スポーツ立県を宣言した秋田県の誇れる施設とは思えません。利用者からも不安と不満の声が寄せられています。

個別施設計画の基本的な方針では、機能維持のための修繕を実施した上で「存続」となっています。

何よりも県民の安全・安心を最優先とするならば、根本的な対策を期限を明示して次期計画に反映させ、長期間放置されている現状を見直すべきと考えますが、知事の御所見をお聞かせください。

次に、洋上風力発電事業者の撤退について伺います。

秋田県沖と千葉県沖で進めてきた洋上風力発電所の建設計画から三菱商事が撤退を表明しました。撤退により三菱商事は五百二十四億円、中部電力は三百五十六億円の損失が見込まれており、さらに約二百億円の保証金は国庫に没収となります。

県においても関連する事業者の皆様にとどのような影響があるのか調査に着手したところであり、その結果を踏まえて迅速な対応を講じてほし

いと思います。

国においても、速やかに再公募を検討するようですが、それでも数年の先送りは避けられないと思います。

そこでは非、国に対し要望してほしいことは、一日も早い再公募の実施はもちろんのこと、没収される約二百億円を本県と千葉県に配分することです。

日本の洋上風力は主要部品を海外に大きく依存し、設置や保守に必要な特殊大型船も不足していると言われています。サプライチェーンの強化、港湾整備、地域と共生する仕組みづくりに活用すれば、「災い転じて福となす」ことができるのではないのでしょうか。本県の洋上風力を国際市場でも競争力を持つ産業に成長させる改革の契機として活かすべきと考えますが、知事の御所見をお聞かせください。

以上で私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。  
(拍手)

●議長（工藤嘉範議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（鈴木健太君）登壇】

●知事（鈴木健太君） 三浦茂人議員の一般質問にお答え申し上げます。  
まず、移住支援であります。

これまで開催した交流イベントでは、参加者から「仕事が見つかるか」、「冬の暮らしが不安」、「自動車の購入費が負担」など、具体的な意見を直接伺ったところであり、秋田が選ばれるための施策を考える上で、様々な検討要素が集まってきているものと認識しております。

また、今議会には、移住ニーズ等を把握するウェブアンケート事業を提案しており、定量的な面からの分析も加え、ターゲット層の心を動かす移住施策の企画立案を進めることとしております。

さらに、移住者の働く場の確保については、県内企業の魅力発信を強化するとともに、生産性や賃金水準の向上を図るほか、公務員や農林水産業など、多様な職種への就業に対する支援を充実させ、社会減一千人

台の達成を目指してまいります。

なお、関連する指標については、鋭意検討しているところであり、まちづくりについては、スポーツや芸術文化活動等のエンターテイメントの充実、車を持たなくても暮らしやすい環境や子どもの遊び場の整備などを、一つ一つ積み重ね、次代を担う子どもや若者が住み続けたと思える、夢のある秋田の実現に努めてまいります。

なお、秋田市の「外旭川地区まちづくり計画」を策定する場合の県の基本スタンスについてであります。市町村の個別地域のまちづくり計画は、市町村が自らの考えで策定するものであります。

今後、秋田市が地域未来投資促進法に基づく計画を新たに策定する場合には、綿密に情報を共有しながら、的確に対応してまいります。

次に、持続可能性を基盤とした稼ぐ力の向上のうち、雇用の創出であります。

これまで秋田になかった質と規模を有する雇用の創出するため、脱炭素に向けた世界の潮流を見据えながら、三百万キロワットを超える本県の豊富な再生可能エネルギーのポテンシャルを県内産業に活かしていくことが肝要であると認識しております。

このため、洋上風力発電など、再生可能エネルギー関連産業への県内企業の参入促進やメンテナンス人材の育成を図るとともに、Jクレジツト等の活用により、環境価値を収益力の向上につなげる県内企業の取組を後押ししたいと考えております。

併せて、カーボンニュートラルに対応した工業団地の整備を進めることで、GX関連産業や情報関連産業など、国内外の成長産業からの投資を呼び込み、理系人材や国際経験を有する人材等の定着につながる質の高い雇用の場の創出を図ってまいります。

洋上風力発電をはじめ、再生可能エネルギーの導入に関し最先端を走る本県は、脱炭素電源を活用した新産業の拠点形成を図る、国の「GX戦略地域」への選定を目指しており、これを背景に、関連企業はもとよ

り、これまで実績の少なかった海外資本の企業誘致を積極的に進めることとしております。

カーボンニュートラルの実現は、産業の付加価値向上にもつながる重要な取組であるとともに、労働生産性の向上を目標として、質の高い雇用の創出や国内外の投資の誘致を一体的に推進することにより、県内産業全体の「稼ぐ力」を着実に向上してまいります。

次に、林業政策であります。

県では、低コストかつ安定的な木材生産体制の整備や県産材の利用促進に取り組んできた結果、木材生産に係る林業産出額は、最も低かった平成二十一年に比べ、現在は一・五倍まで上昇し、林業所得の向上が図られているものと考えております。

労働力に関しては、秋田林業大学校など若年層をターゲットにした研修制度の充実や、就労環境の改善に取り組む林業経営体に対する支援等により、林業従事者数は、平成三十年を底に増加傾向で推移しているところであります。

一方、現場からは、将来的に森林整備に係る労働力の不足や原木の供給力を不安視する声も出てきており、林業所得の向上も含め、マーケティングの手法による、精度を高めた森林・林業施策の展開が重要と考えております。

このため、Aターンも視野に入れた更なる林業従事者の確保を図るとともに、スギエリートツリーを活用した下刈り作業の省力化やICT等を活用した生産管理、木材需要に応じた計画的な原木供給の体制強化など、担い手の育成とスマート林業の普及に取り組んでまいります。

また、県産材の一層の需要拡大に向けて、適切な間伐の実施により、秋田スギとしての品質の維持・向上を図るとともに、首都圏等をターゲットとして、商社や住宅メーカー等と連携した販路開拓やプロモーションの展開などにより、製品としての付加価値をより高め、川上・川中へと利益を還元し、森林・林業の稼ぐ力の向上を目指してまいります。

次に、新スタジアム整備であります。

プロスポーツチームの存在は地域の誇りであり、県では、これまでも秋田市やクラブと協議しながら、整備を前に進めることを基本に取り組んできたところであります。

現在、市では、八橋運動公園内での整備を想定し、市の既存施設を改修する場合と新設する場合との維持管理費を含めた費用比較や、それぞれの技術的な課題などについて、専門のコンサルタントに委託して調査を進めており、年内にも市の方針を決定する意向と伺っております。

事業主体については、市が管理者である同公園内での整備を前提として、Jリーグ側と意見交換を行い、現在、調査事業を進めている経緯から、市が事業主体となることが自然ではないかと受け止めているところであります。

県としましては、施設の機能に公益性や広域性が確保され、将来にわたり持続的な運営がなされるよう、市やクラブと協議を進めるとともに、県民へ丁寧な説明しながら、必要な支援を行ってまいります。

次に、緊急銃猟であります。

近年、全国的に人の日常生活圏へのクマの出没が増加し、令和五年度には、人身被害が過去最多となったことなどを背景に、今年度、国は鳥獣保護管理法を一部改正し、緊急銃猟制度を創設しております。

緊急銃猟制度においては、市町村の事前準備が重要となることから、県では説明会等を通じ、マニュアルの作成や実施に向けた準備を支援しているところであります。

緊急銃猟を想定した訓練については、今月中に本県で開催される国の研修会を踏まえ、今後、各市町村が実施する予定であることから、県としましても、効果的な内容となるようサポートするほか、市町村の体制が整う前に緊急銃猟が必要になった場合は、県が現地において、国のガイドラインに基づき全面的に支援してまいります。

また、緊急銃猟を担う捕獲者の確保については、各市町村が地元猟友

会と協議しながら進めておりますが、法令で定める厳格な要件に加え、人口減少や高齢化の進行により、確保が困難になることが課題であるものと考えております。

県としましては、免許取得への支援等により、新規狩猟者の確保に努めるほか、市町村が適切に緊急銃猟を実施できるよう体制整備を支援し、制度の円滑な運用を図ってまいります。

次に、循環器・脳脊髄センターの運営であります。

高齢化による疾病構造の変化や医療の均てん化等により、患者数が減少し、病床稼働率が低下していることが、循環センターの経営悪化の主な要因となっております。

このため、秋田大学との連携を強化し、新しい理事長のもと、入院患者のベッドコントロールを行う組織横断の院内会議が立ち上がり、機能し始めているほか、七月には循環器内科の医師二名が配置され、救急や入院において、積極的な患者の受入れを行い、入院患者数も増加しているところであります。

また、秋田県立病院機構の将来のあり方検討委員会において、医療分野の専門家の支援を受け、疾患ごとの患者数の将来予測や他の急性期病院の機能分析などに基づき、果たすべき機能や適正な病床数などについて議論を重ね、今年度中に提言をまとめることとしております。

循環センターの今後の在り方については、客観的な現状分析に基づく提言を踏まえて判断してまいります。引き続き、本県の三次医療機能を担う病院として、県民が高度で専門的な医療を県内で受けられるよう、同じく三次医療機能を担う大学病院等との連携や役割分担の中で見極めてまいります。

次に、戦略的な秋田米の生産・販売であります。

本県が我が国の食料供給基地として発展していくためには、農地利用の将来像である地域計画において担い手を明確化することで、耕作放棄地の増加を抑制し、農地をフル活用していくことが何よりも重要である

ものと考えております。

国は、「令和の米騒動」の検証結果を踏まえ、増産に舵を切る政策への方針転換を表明しましたが、これは、増産ありきではなく、あくまで需給動向を踏まえた生産であると認識しております。

本県が米を増産するためには、まずは需要の獲得が重要であることから、県としましては、高級銘柄から中食・外食まで様々な価格帯のラインナップを取り揃えながら、輸出の促進や業務用の拡大など、販売力の強化に向けた施策を講じることで、増産が可能となる環境づくりを進めてまいります。

また、乾田直播やスマート農業、多収品種の導入など、省力化やコスト削減につながる技術を普及し、米価の下落にも備えておく必要があるものと考えております。

なお、国に対しては、今後、需給ギャップが生じないよう、生産や消費の実態を考慮した精度の高い需給見通しを示すことに加え、現行の収入保険やナラシ対策では、昨今の物価上昇に対応できる十分な価格補填とならないことから、その見直しを強く要望してまいります。

次に、スポーツ環境及び高校入試の在り方であります。

スポーツ等で実績を有する生徒が、県外の高校に進学する背景としては、充実した指導体制や練習環境を求めたことによるもののほか、前期選抜の廃止が理由であるとの声も伺っております。

現行の試験内容や実施時期等について、より柔軟かつ多様な選択肢を設けるべきではないかとの指摘もあることから、これらを主な論点とした検証を進め、より多くの生徒が県内の高校で力を発揮したいと思えるよう、入試制度の在り方を検討する必要があるものと考えております。

併せて、スポーツ環境の充実を図ることも必要であり、県内外の高い専門性を有する指導者の確保や若手指導者の育成、公共施設の有効活用などを今後も進めていくほか、住居の確保などについて、市町村や関係団体と連携しながら検討してまいります。

引き続き、生徒や保護者など幅広い関係者からの意見を踏まえつつ、高校の魅力化・特色化を進め、一人一人が地元の秋田で活躍することができるように、必要な取組を進めてまいります。

次に、本県経済を支える中小企業等への支援のうち、最低賃金引上げに係る企業への支援策であります。

最低賃金の動向は、若者の社会動態に影響を与える可能性があることから、過去最高の引上げ額により全国最下位を脱したことは歓迎しておりますが、依然として全国平均との格差は解消されておらず、今後、さらに格差を縮めていく必要があるものと認識しております。

県による支援策については、今議会に追加提案することとしており、まずは一般財源で緊急的に措置するものの、今後、国が示すこととなる交付金等の活用も想定しているところであります。

支援の対象については、最低賃金の引上げに伴う賃上げが経営上の大きな負担となる中小企業を中心に考えておりますが、今回の賃金引上げを確実なものとし、更なる賃上げや県全体の賃金水準の底上げにつながるよう、省エネ・省力化設備の導入やM&Aの促進に向けた助成など、生産性向上につながる施策の拡充についても検討を進めてまいります。

なお、国では、全国平均一千五百円という高い目標を掲げており、その達成には、引き続き大幅な引上げが必要であり、国による強力な支援なくしてはその実現は難しいことから、県としましては、賃金引上げに向けた長期的な支援の見通しを示すよう、国に対し強く働きかけてまいります。

次に、賃金水準の向上であります。

県内産業の競争力強化と賃金水準の向上に向けては、中小企業の振興と企業誘致のバランスの取れた産業政策が重要であるものと認識しております。

中小企業の振興については、人口減少や物価高騰等の課題克服に向けて、海外人材の受入れ拡大や生成AIなどのデジタル技術の活用を促進

することで、生産性の向上を図るほか、国内外のスタートアップとの連携促進や、企業規模の拡大に向けたM&Aの推進等により、新たな事業展開と経営基盤の強化を支援していくこととしております。

また、国内外からの投資を呼び込み、工学系や情報系など多様で質の高い雇用の創出を図るため、情報関連産業やGX関連産業など、人口社会増に効果の高い成長分野の企業をターゲットとした誘致活動のほか、産業集積が進みつつある輸送機関連産業などと県内企業とのサプライチェーンの構築をさらに進めてまいります。

こうした取組の推進に加え、昨今の急激な物価高騰などに対応しつつ、賃上げを行う原資を生み出せるよう、省エネ・省力化に資する設備導入への助成や、取引における適正な価格転嫁を進めるためのポータルサイトの開設等によって機運醸成を図るなど、生産性向上と価格転嫁の両面における支援についても積極的に取り組んでまいります。

次に、財政の健全化であります。

本県では、近年の災害への対応等により、臨時財政対策債を除く県債残高は増加傾向にあります。

県債残高の適正規模は、財政規模や経済情勢等で評価が変わり、一律に目標設定を行うことは難しいことから、まずは、臨時財政対策債を除くプライマリーバランスの黒字確保に努めるとともに、実質公債費比率等の健全化指標が国の基準を超えないよう、財政規律を堅持してまいります。

また、金利の上昇が見込まれる経済状況下では、新規の県債発行や、償還期限到来に伴う借換えは、利払いの増加が避けられないものと考えております。

このため、予算編成に当たっては、交付税措置のある有利な地方債の活用や早期の償還に加え、新規発行の抑制にも努めてまいります。

地方債は、世代間の負担の公平性を確保する一方で、過度な依存は財政の硬直化を招き、将来の財政リスクを高めることにもなります。

今後も、健全な財政運営を基本に、施策を確かな成果に結び付けながら、県民の安全・安心の確保と、将来世代が希望を持てる秋田を築いてまいります。

次に、県有施設の在り方のうち、知事公舎であります。

知事公舎については、近年、老朽化の進行などを理由として、廃止する県が増えてきており、私としてもそうした方向に向かうことが時代の流れであるものと考えております。

居住する場合、建設から四十五年が経過し、建物や設備の老朽化が進んでいることから、改修には数億円の費用がかかると試算しているところであります。

また、敷地は、埋蔵文化財包蔵地であるため、仮に公舎を解体する場合は、埋蔵文化財の発掘調査費用として、数千万円から数億円を要することが見込まれているほか、秋田市の風致地区に指定されているため、建築等に一定の規制が設けられております。

こうした状況や、建物が目標使用年数までに十年以上あることなどもあり、これまで、知事公舎の将来的な在り方を具体的に検討するには至っておりませんが、今後は、土地と建物に関する情報をオープンにし、民間等からも意見を聞きながら、様々な利活用の方策を検討してまいります。

次に、向浜運動広場のテニスコートであります。

現在、県では、人口減少の進行や厳しい財政状況といった課題が顕在化する中、行政サービスを持続的に提供していくため、公共施設の在り方の検討を行っているところであります。

県有スポーツ施設については、市町村との役割分担も勘案し、全県規模以上の大会等を開催できる施設や、ほかでは代替できない施設などに軸足を置き、引き続き、管理を計画的に行っていくこととしております。

これらのうち、テニスコートに関しては、県立中央公園内に大規模大会に対応できる人工芝コートが二十面あることから、当施設の機能維持

を優先的に進めてまいります。

向浜のテニスコートについては、築四十五年が経過し老朽化が進行していることや、秋田市内外に代替施設が複数あることから、今後も大規模な修繕は行わず、当面は指定管理者と協力しながら、施設の状況確認や安全確保を徹底した上で、現在も供用中のコートの管理を続けてまいります。

次に、洋上風力発電事業者の撤退であります。

このたびの本県沖二海域における発電事業者の撤退は、極めて残念かつ遺憾ではありますが、速やかに再公募が行われることよって、その影響は最小限になるものと考えており、国に対し、早期の実施を強く求めてまいります。

また、洋上風力発電の導入に向けて官民を挙げて取り組んできた本県では、発電事業者等からの受注の遅れや機会喪失など、県内事業者において様々な影響が出ることが想定されるところであります。

保証金は、事業の適正な遂行等を目的とした担保であり、他の公共事業と同様、事業が完遂できなかった場合には国庫に帰属し、直接的な活用は難しいものの、県としては、先行投資を行った事業者をはじめ、影響を受ける関係者への支援や、今後のプロジェクトの円滑な遂行に向けた協力体制の構築など、地域の様々な取組について、国に対し最大限の支援を求めてまいります。

県としましては、風力発電事業において生じた課題を糧にしながら、先般、連携協定を締結した、維持管理のコスト低減につながるブレード点検技術の確立など、今後も、全国に先駆けた取組を推進すること、関連産業の更なる県内への集積につなげてまいります。

私からは以上でございます。

●議長（工藤嘉範議員） 二十二番三浦茂人議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前十一時五十一分休憩

午後一時三十分再開

出 席 議 員	四十名		
一 番	佐藤光子	二 番	福田博之
三 番	山形健二	四 番	川邊隼之介
五 番	高橋健	六 番	武内伸文
七 番	小棚木政之	八 番	高橋 豪
九 番	瓜生 望	十 番	松田豊臣
十一番	加賀屋千鶴子	十二番	櫻田憂子
十三番	佐藤正一郎	十四番	島田 薫
十五番	宇佐見康人	十六番	住谷 達
十七番	児玉政明	十八番	小山緑郎
十九番	小野一彦	二十番	加藤麻里
二十一番	薄井 司	二十二番	三浦茂人
二十三番	鈴木真実	二十四番	佐々木雄太
二十五番	杉本俊比古	二十六番	佐藤信喜
二十七番	今川雄策	二十八番	高橋武浩
二十九番	小原正晃	三十番	渡部英治
三十一番	北林丈正	三十二番	竹下博英
三十三番	原 幸子	三十五番	加藤 鉦一
三十六番	石田 寛	三十七番	三浦英一
三十八番	柴田正敏	三十九番	川口 一
四十番	鶴田有司	四十一番	鈴木洋一

地方自治法第二百一十一条による出席者

休憩前に同じ

●副議長（島田薫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一、一般質問を継続いたします。十九番小野一彦議員の発言を許します。

【十九番（小野一彦議員）登壇】（拍手）

●十九番（小野一彦議員） 自由民主党会派の小野一彦でございます。

質問の機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。今日はこんなにいい天気で、本当に秋作業にふさわしい、農業にとっては大事な一日です。そして、ほかの方々も、それぞれのお立場で傍聴のためにお越しいただきまして、誠にありがとうございます。心より感謝申し上げます。

それでは、通告に従い質問いたします。

まずはじめに、地域に根差した看護学校の人材育成・供給機能を地域に残すためのサテライト化・ネットワーク化等について伺います。

看護師養成所は、県内各地において、地元の医療・介護の機関で活躍する看護師を育てる機能を發揮しておりますが、その定員に対する入学者数の充足率は年々低下してきています。令和七年度は五つの養成所全てが一〇〇%を下回りました。特に由利本荘医師会立由利本荘看護学校は、募集定員四十人に対して、十一人の入学者であり、充足率は二七・五%となっております。この背景には、人口減少の急速な進行に加え、コロナ禍の影響、そして由利本荘市・にかほ市における業種を超えた激しい人材争奪戦といったことがあると推察されます。

二月議会でもこうした状況の影響について地元の由利本荘医師会会長の声を届けましたが、ここであえて繰り返します。

由利本荘市・にかほ市で毎年採用する新卒看護師三十名のうち、十名は由利本荘看護学校の卒業生です。現状でさえ看護師不足である当地域で、仮に看護学校がなくなり、毎年十名いた新卒看護師が減少することになれば、近い将来、看護師不足で病院が維持できなくなってしまう。病院がなくなれば地域は持続できなくなります。あと数年もすれば

県内の他の看護学校でも同じ状況となり、将来の地域医療崩壊につながりかねません。

同医師会では、このような強い危機感のもと、学生募集のため自助努力を重ねるとともに、県とも相談しながら民間同士の経営統合によるサテライト化について協議を続けてきたところですが、本校となる相手方看護学校のメリットがなかなか見いだせないこと等により協議は不調に終わっています。

こうした中、同校では六月に令和六年度の決算で四千万円の赤字となったことを受けて、現状ではこのまま経営を持続することは困難と判断し、令和八年度生は募集するが、九年度以降は「募集停止」することと決定いたしました。これは「廃校」ではなくあくまで「停止」であり、地域に看護学校の機能を残すためのサテライト化等に向けた県や県医師会等との協議を並行させながら、今後の募集再開を視野に入れた決定であります。

一方、日本医師会では今年五月十六日、「医師会立看護師等養成所会議」を初めて開催しました。この会議では全国的な医師会立看護学校養成所の存続危機への対応策について意見交換がなされました。同会議では、福井県が看護師養成所の存続のための支援事業を構築し、県医師会、地元医師会、市町村と連携して進めていることが紹介されました。

私は、この問題は全国共通の問題であり、県が全県を対象としてそれぞれの地域に根差した看護学校としての機能を維持するため、県が主導的に取り組むべきであると考えます。このことの確信を得たいと願い、去る八月四日、福井県の地域医療課及び福井県医師会の池端会長を訪問し、事業構築に至った経緯、内容、ポイント等について教えていただきました。

越前市にある武生看護専門学校は市の医師会が運営母体ですが、コロナ禍を経て入学者が減り始め、一学年の定員が四十名のところ、令和六年には定員充足率三七・五%の十五名となりました。その結果、会員数

八十名の医師会での経営維持は困難な状況となりましたが、地域に根差した看護学校がなくなれば、地域の医療機関が回らなくなるという強い危機感のもと、市の医師会は県医師会に働きかけを行い、要請を受けた県医師会も支援活動を始め、福井県に対し支援要請を行いました。

これに対して福井県は、「看護師等学生確保重点支援事業」を構築しました。

内容は、二年以上定員充足率九〇%未満の民間立看護師養成所を対象として、座学や看護実習、自主学習、学校生活などの環境整備や学生確保に向けた広報への支援に対して計五千二百万円を計上しており、うち二二%に地域医療介護総合確保基金を充当しています。また、「看護師養成所運営費補助金の上乗せ支援」により、教員、外部講師等に対する人件費、教材費、施設維持管理の委託料等で六千五百九万円を計上しており、うち六〇%に地域医療介護総合確保基金を充当しています。

ポイントは、二月議会でも取り上げましたが、青森県の八戸学院大学に強く要請して今年四月から定員十名のサテライト校舎が稼働しているむつ市と全く同様に、「一度地元の看護師学校機能がなくなり、他地域の学校に入学してしまうと、戻ってこない」という強い危機感を県、福井県医師会、地元市町村が共有したことです。そして何より、こうした認識のもと、知事による政治的決断が「多数の関係主体間の課題共有」から「課題解決への具体的な協調行動」へと事態を前進させたこと。さらに、特定の学校への支援ではなく、全県を対象としたものであること。

また、最低でも複数年の支援を継続し、自立を後押しすること。学生確保に向けた取組には、マーケティングの手法も取り入れ、外部人材も活用し、学校魅力化のワークショップを行い、現在定員充足率が五五%と上昇しつつあること。県の対応を受けて、越前市でも独自の奨学金の制度を設けるなど一体となった取組であることなどもポイントとして挙げられます。

私は、福井県の調査に加え、前に訪問させていただいた八戸学院大学に電話によりサテライト実施後の聞き取り調査を行いました。その結果、四月からスタートしたむつ市でのサテライトキャンパスでの遠隔授業については、「五か月間経過しているが、特に問題なく推移している。」との回答を得たところです。

そこで、福井県の事例におけるポイントを踏まえ質問します。

知事のマニフェストでは「県内看護学校のサテライト化・ネットワーク化」を打ち出しています。この実現のためにも、次の取組を実行すべきと考えます。

地域医療構想の当面の目標である二〇四〇年までの期間において、全県で地域に根差したそれぞれの看護師養成所機能を持続させるという基本方針のもとに、そのための仕組みとして、今後想定される生徒数の見込み及び労働市場の動向等を踏まえ、自立できる学校へとなるよう環境面や経営面での必要な支援を行うこと。また、その手段の一つとして、サテライト化により機能を維持するための支援を内容とした全県域を対象とした構想を構築することが必要と考えます。

このようなサテライト校という手法は、人口減少地域であっても看護学校としての機能を維持して、地元に必要な看護師を養成できる有効な手法であり、デジタル技術を活用した遠隔授業等も含め、「秋田モデル」として二十代前半までの世代の方々が秋田県に定着し活躍できる場を確保する、まさに地方創生の施策としても県庁全体で知恵を出し推進すべきと考えます。自立できる学校へとなるよう支援を行うことと、サテライト化により各地域の機能を維持するための支援を内容とした全県域を対象とした構想の構築について、知事のお考えをお知らせください。

一方で、令和九年度以降の募集停止が決定している由利本荘看護学校については、毎年十名を地元由利本荘市・にかほ市に看護師として輩出しており、地域医療を支えるためにも、とりわけ緊急的な対応が必要となります。同校の看護師養成所機能を維持するためにも、支援の在り方

について今年中の方針決定と今年度中の詳細決定が必要と考えられます。実際には、全県にわたる構想がそれまでに具体化することはなかなか困難だと思われるほか、看護学校機能維持の緊急性、そして民間同士でのサテライト化も協議が不調に終わったこと、関係者の御意見を踏まえると、同校を距離もそう遠くなく地元の高校生も入学している県立衛生看護学院のサテライト校とすることが、この地域にとって最も現実的で合理的な選択であると考えます。知事の御所見をお伺いします。

次に、私、農林水産委員会所管事項であります。多くの県民が非常に関心を持って捉えている農業・農村政策の推進について取り上げさせていただきます。

まず、農村における全県的な後継者不足への対応についてお伺いします。

二十代、三十代の大内、西目、本荘、東由利などにお住まいの農家の方々からお話を聞く機会がありました。その中で伺った声としては、多くの農家は跡取りがいないことから、若者の担い手が増える効果的な施策、例えば儲かる農業を実現するような施策を進めるべきであり、魅力的な業界となれば若者が増え、人口減対策としても効果があると思うといった声や、知事は六十九の旧市町村区域での生活や強みを活かすとアナウンスしており、どのようなビジョンを描かれるか注目している。それによって私たちの動きも違ってくるのではないかと期待しているといった声がありました。

この声を踏まえ、私は農林水産省のウェブサイトで公開されている「地域農業経営基盤強化促進計画」、いわゆる地域計画を確認したところです。

由利本荘市では、十六地区で計画があり、農用地面積で言うと五千六百八十ヘクタールにおいて、七十歳以上の農業者の後継者が不在となっています。私が県内全ての市町村分を集計したところによると、秋田県は実に六十歳以上の農業者の後継者が不在となる農用地が一万一千五百

八十一ヘクターにも及びます。

個別計画を見ると、七十歳以上の農業者の農地面積の内訳で後継者不在欄の数値が「ゼロ」ではなく、無記載の場合もあることから、後継者決定に至っていない場合、あるいは後継者がいる場合もあると推測しています。後継者不在がゼロ、の場合には、その地域の営農構造を分析し、他地域の参考にしなければならぬと思います。各地域計画では、目標を令和十六年度または十五年度としておりますが、農業者の平均年齢が七十歳であることを鑑みると、現実的にはこの五年で条件を整え、いかに若い世代にバトンタッチしていくかが重要であり、農業県秋田の正念場、それは今だと思えます。

昨年六月に改正された食料・農業・農村基本法において、食料安全保障が大きな理念として掲げられておりますが、その役割を担う食料供給基地を標榜する我が県として、全県各地に広範にわたり後継者不在という危機的な現状について、知事はどのように受け止めていらっしゃるのかお伺いします。

次に、この地域計画策定を契機とした県主導の全県的な総合的担い手確保対策についてお伺いします。

県内各市町村が定めた地域計画では、後継者不在農用地の解消や後継者確保の対策として「農地を集約し担い手に受けてもらう。」、「集落営農法人の統合により将来にわたる担い手を育成する。」、「地域内外から多様な経営体を募り担い手として育成する。」等の取組が記載されています。

県では、六月議会で予算化された「地域計画実現支援事業」において、市町村への伴走支援として、随時市町村への助言・指導を行うほか、計画の完成度を高める取組として、優良事例研修会やブロック別情報交流会の開催等を行うとしています。

また、こうした取組とは別に、県では各地域振興局ごとに二地区をモデル地区として、高齢化し立ち行かなくなった集落営農組合や法人等の

経営統合等を進めています。私としても、こうした県事業に大いに期待するところです。

この問題について、地域の方々にお話をお伺いしました。ある方は「自分は今、そばの組合で忙しくやっているが、跡取りはいない。この問題はまず最初は区域を大きくせず、基礎集落ごとに家族も入れて、場合によっては定年帰農を目指す息子が勤務する会社にも意見を聞いて、話し合いを重ねることを丁寧に行うべきだ。」という御意見のほか、ある方は「この地域では既に個々の営農法人があるが、廃校となった小学校全体の農業を担う組織をつくり、学校施設も活かした生活支援、災害時の避難拠点として活かすなど地域運営にみんなが参加する仕組みをつくりたいが、どうすればよいか。」という御相談もいただいています。

ちなみに県では、あきた未来創造部において、今後のコミュニティ生活圏づくりについて、「一般社団法人持続可能な地域社会総合研究所」が公表している「全体のまとめと今後に向けた政策提言」の一つである、島根県邑南町出羽地区の例を紹介しています。ここでは、十二集落の地域の自治活動として、中山間地域等直接支払十一協定が統合、耕作放棄地の再生、そして生活支援活動に取り組み事例を公開しています。また、農林水産部では人材育成や農村の地域運営組織——RMOの組織づくりを推進しています。

そこで知事に質問します。

まず、農業県秋田の強みを今以上に発揮するため、全県域にわたる農用地の後継者不在を解消する方針を知事が発すること。そして各計画に記述された「在るべき農業の姿」実現を県が総力上げて支援すること。そのためには個別集落単位で悉皆的にコミュニケーションを密に重ね、事業説明や技術的なアドバイスを農家に直接伝える等が必要があれば、J A、県の普及、土地改良、農地バンクなど専門人材が入り、課題解決を支援する方針により県全体で各地で話し合いのムーブメントを起こすこと。そして地域によっては地域運営の自主組織づくりを目指すのであれば農

林水産部、あきた未来創造部合同で取り組む構えで推進すべきであること。併せて、例えばJAやまがたの取組のように、野菜ハウス団地を設置し、若い農家にリース方式で貸し出し、スマート技術も習得しながら育成するなど、Aターン就農の受皿にもなるような新しい政策も検討すること。このような思い切った多様な選択的解決手法を部局横断的に用意して推進しなければ、差し迫った期間に食料供給県秋田県の全県的な後継者不在農地の解消、担い手農家の確保にはつながらないと考えますが、知事の御所見をお伺いします。

次に、新たな米政策への転換に向けた小規模農家や家族経営のモデルづくりと県のビジョンでの位置づけについてお伺いします。

今回の米不足を受けて政府は米政策の大きな転換を打ち出しました。農林水産省は八月五日、米の価格が高騰した要因の検証結果を公表しました。それによると、例えば令和五年産は生産量が需要量より四十四万トン下回るなど、米の生産量が需要量に対して不足していたことを認めました。同省は、この生産量の不足に加え、備蓄米の放出も遅れて価格の高騰を招いたとの認識を示したところです。

こうした中、石破首相は八月五日、米政策の関係閣僚会議で米の増産に舵を切る方針を打ち出しました。その具体策として、農林水産省は農地の集約や大区画化、スマート農業技術の活用などを進める方針です。

一方で、新たな米政策では意欲のある小規模農家へのきめ細かな政策も私には必要と考えます。例えば、由利本荘市内の新規就農を含む若手農家たちからは、「国の新たな米政策では、小規模農家の役割や付加価値化に向けた多様な経営の努力、将来ビジョンに目が届かなくなり、世の中全体が大規模農家中心の政策になってしまうのではないか不安だ。」という声や、東由利地区の七十代の農家の方からは、「中山間地では小規模の農家が八割を占め、水路や農地を守っている。小規模の農家が経営を継続できるような施策も見える化し進めるべきだ。」という御意見をいただきました。また、大内地区の五十代の農家からは、「兼業農家

時代に機械を導入し、技術を積み重ね、現在は専業農家として水田五ヘクタールを家族で経営している。減価償却費を抑え、きめ細かな水管理、畦畔の除草により高い単収を上げている。また、水田の畦畔に接続した市道の草刈りも併せて実施している。我々がやらなければ公共部門の道路管理費が増えるだろう。大規模でなくても高い単収を上げ、水路の管理、多面的機能維持に貢献している農家モデルも明らかにして進めるべきだ。」との御意見もありました。

改正食料・農業・農村基本法とその基本計画では、規模の大小や個人・法人などの形態にかかわらず、農業で生計を立てる担い手を育成・確保すると法律が規定し、計画が定めています。

国においてはこうした法改正や計画に沿う政策を進めるよう、県としても現場に即した提案・要望をすべきです。併せて今後、県が策定する新ビジョンでも県の独自の政策も打ち出しながら、小規模経営、家族経営のモデル的な姿も示すべきと考えます。そのモデルの中には、他産業に従事する家族の就農プラン、経費節減のための取組、単収を上げるための多様な農業技術、他の農家やサービスマスター事業体との連携、中山間地の気候を活かしたブランド米の販路拡大など、農家の主体的な取組を誘発する先行事例の分析、データや財務指標、支援メニューを提示し、県内農家に広く発信すべきと考えます。農林水産部長の御所見をお伺いします。

次に、気候変動対策についてお伺いします。

今年の六月から八月にかけての日本の平均気温は、一八九八年、すなわち明治三十一年の統計開始以降最も高温となっているほか、秋田魁新報の報道によると、秋田市の今年七月の平均気温は観測史上最高であり、通年でも二〇二三年八月に次ぐ観測史上二番目の高温と、異例の暑さを記録しています。この記録的な高温は、来年以降も続くことが想定され、楽観視はできない状況です。

猛暑によりあらゆる農作物で収量減少、品質低下の影響が大きくなっ

ていますが、高温耐性品種の開発のほか、高温対策資材への支援、そして技術普及などの取組状況や課題、今後の方向について、米、野菜、果樹、花き、畜産の各品目についてそれぞれ農林水産部長にお伺いします。次に、菌根菌資材を活用した水稲の節水型直播栽培の実証と社会実装についてお伺いします。

昨年の大雨災害により、水路が災害復旧事業により元どおりになっても、維持管理の負担になかなか耐えられないことから、水稲作付けからそばの作付けに切り替えた集落もあります。そして被災された農地で借りる相手がおらず、そのままになっているところもあります。育苗や田植のコスト削減、省力化はもちろん、こうした菌根菌を活用した水稲栽培は除草剤散布の手間はかかるものの、そうした水が来なくなった水田でも水稲作付けが可能なのもメリットと考えます。

昨年、同僚の児玉議員の御紹介で、由利本荘市の若手農家と一緒に、鹿角市で取り組んでいる農家を訪問し、お話を伺いました。飼料用米である「ふくひびき」について移植田植ではありませんでしたが、以後、水管理せず八俵の単収を得たとのことでした。また、由利本荘市において、七十代の農家が所有者に返還した農地に、若い畜産農家が新たに飼料用米を試してみるというお話も耳にしております。

県では、昨年の私の質問に対して、収量低下や連作障害の可能性があらることから様子を見たいとのことでしたが、あれから一年がたちました。輸入米ではなく、この方式でコストを抑えた国産米を使いたいと、ある外食チェーンが実験的に使用する動きもあります。県でも独自に実証圃で検証し、県民の取組をサポートすべきではないかと考えますが、農林水産部長の御所見をお伺いします。

最後に、地方自治の在り方について知事にお伺いします。

知事は平成の大合併前の旧六十九市町村ごとの地域に住む県民が、そこに住み続けたいと願う希望をかなえる政策を推進するというメッセージを発信してこられました。

平成の大合併から二十年が経過しました。特に広いエリアで一つになった基礎自治体において、周辺部に住む住民だけではなく、中心市街地で生業を継続している住民の方々も強い危機感を感じ、それぞれ自分たちの住む地域を将来に向けてよくしていこうという強い思いで懸命に活動しています。しかし、何か孤軍奮闘というか、もっと言えば大きな川の流れの一滴のような無力感が禁じ得ません。

私は、これは広域合併と人口減少が住民自治にもたらした構造的な問題もあると考えます。

むしろ規模の小さな自立町村、小規模の合併市町村のほうが自治活動への住民の参加意欲が強いようにも思えます。

地方自治制度として県と市町村の関わりを考えたとき、広域合併をした基礎自治体における周辺部との地域自治の力をいかに高めるかについては、人口減少が続く中であって県としても市町村をサポートする必要性が増してきているのではないかと思っているところです。

そうした中で、秋田県のトップリーダーとして県内各地域の強みを活かす、発掘する、可能性に光を当てる方針を示された知事には、県内各地で人生を歩む県民の心を奮い立たせ、地域自治の力を高めることができる大きな力があると考えます。

本日も県の関係人口づくりの話合いの場づくりや情報発信支援により、八戸市の方と出会い自治活動の仲間として活動している鳥海町笹子の方々や、鹿角市の経済団体と交流しながら異業種でポイントカードを通貨として使用できるようにする地域経済循環の仕組みづくりに取り組む本荘の街中の方など、知事に大きな期待を寄せる方々が傍聴に見えられています。

こうした思いを胸に、今後の地方自治制度の在り方として、知事によるきめ細かな現場での語り合いと県による多様な分野での自治体への補完や連結の支援、特に合併前の旧六十九市町村の人々や宝に光を当て課題解決や可能性を具体化させる取組に関してどのような方向性で臨まれ

るか知事のお考えをお伺いして、私の質問を終わります。

御清聴、誠にありがとうございました。（拍手）

●副議長（島田薫議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（鈴木健太君） 登壇】

●知事（鈴木健太君） 小野議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、地域に根差した看護学校の人材育成・供給機能を地域に残すための方策等のうち、全県域を対象とした構想の構築であります。

地域の医療提供体制を維持する上で、看護職員の安定的確保が大きな課題となっており、卒業生の県内就職率が高い看護師養成所は、重要な役割を果たしているものと認識しております。

このため、県では、その運営を財政的に支援しているほか、中高生に対する医療職の魅力発信など、志願者の増加に向けた取組を行っておりますが、人口減少の進行等により、各養成所とも学生の確保に苦慮している状況にあります。

医療人材の不足は、地域医療の持続可能性における最大の懸念材料であり、県内の看護師養成機能をどのように確保していくかは、県として主体的に取り組まなければならない重要施策と捉えております。

まずは、各養成所が抱える課題を洗い出し、学生の確保等、共通する課題での連携を働きかけるなど、養成所のネットワーク化に主導的な役割を果たすとともに、持続的な学校運営のために必要な対策について、関係者との協議を進めてまいります。

次に、由利本荘看護学校のサテライト化であります。

地域における看護師の育成・確保や、看護職を目指す高校生の受皿として、由利本荘看護学校は重要な役割を果たしてきたものと考えており、私自身、当地域に看護師養成機能を残したいとの思いは、強く持っております。

しかしながら、高校卒業生の絶対数が減少していく中で、全県的に看護学校の定員割れが生じていることから、持続的な学校運営という観点

での検証は不可欠であり、存続させる場合であっても、定員規模は現行よりも相当程度縮小せざるを得ないものと考えております。

サテライト校化は、地域に看護師養成機能を残すための有力な選択肢の一つであり、その場合、衛生看護学院がその候補になるものと考えておりますが、持続的な学校運営のためには、学生確保や運営に対する地元自治体等の支援が不可欠であり、関係機関の役割分担を含めて、本荘由利地域の看護師養成機能の在り方を早急に検討してまいります。

次に、農業・農村政策の推進のうち、全県的な後継者不足への対応であります。

本県の農業経営体は、二〇三〇年までの十年間で半減する見通しであり、県内三百二十三地区で策定された地域計画を見ると、目標地図に将来の担い手を位置づけていない農地が三割となっているほか、十年後の耕作者が現況のままとなっている計画も多く、私自身も大きな危機感を感じております。

このため、後継者の確保に向けては、Aターンを含む就農希望者に対し、技術習得研修や支援金の給付により、準備段階から経営の安定までを一貫して支援する体制を構築しております。

また、農業法人の経営継承に向けた計画策定等を支援するとともに、農地の集約化に向けたほ場整備やスマート技術の導入など、営農環境の改善に努めているところであります。

さらに、県内外から就農希望者を確保し、農業法人等での雇用就農を通じて、経営管理能力やオペレーター技術を有する即戦力となる担い手を育成するなど、本県農業を担う後継者として定着を図るためのプラットフォームの構築についても検討を進めてまいります。

こうした新たな視点も取り入れ、将来の農地の担い手を確保し、安定的に食料を供給できる生産基盤の充実を図りながら、将来にわたって希望が持てる営農を実現することにより、本県農業を持続的に発展させてまいります。

次に、全体的な総合的担い手確保対策であります。

市町村が策定した地域計画を見ると、多くの地域で今後の農地利用の姿が明らかになっておらず、その要因としては、市町村のマンパワー不足から、十分な話し合いができず調整が整わなかったものと分析しており、引き続き、計画のブラッシュアップを促していく必要があるものと考えております。

このため、県としましては、農地利用の明確化を図られず、今後の方向性が見いだせない地域に対して、市町村と共に入り込み、コーディネート機能を発揮しながら、ほ場整備に向けた検討や農地バンクを活用した農地集積、集落営農の法人化等、関係機関も交え、様々な側面から解決策を模索するなど、地域の悩みに寄り添ってサポートしてまいります。

また、新規就農者のリスクを軽減するため、農業法人が商社や金融機関、農機メーカー等と連携し、農地の取得や農産物の販売、農業機械の導入などのサポートに取り組もうとしている事例や、JAが自ら農作業を請け負うサービス事業に取り組む事例など、県内でも独自の動きが見られております。

今後は、こうした新たな取組をモデル事例として県内に横展開していくとともに、Aターンを含む新規就農者の育成に加え、地域課題の解決に取り組む農村RMOを部局横断で支援するなど、様々な施策を総合的に展開することにより、多様な人材が活躍し、希望に満ちた農業・農村へと構造転換を図ってまいります。

次に、今後の地方自治制度の在り方であります。

これまで、県では、住民が主体的に話し合い、地域運営を行う集落等を「元氣ムラ」と位置づけ、地域の魅力や活動等を一元的に情報発信するとともに、集落支援員が継続的に訪問し、意見や課題を聞き取りながら、集落内での話し合いを促すなどの助言を行ってきております。

また、自治会等が単独で地域運営を行うことが困難な状況になっても、

地域の暮らしを守っていくため、様々な関係主体が協議に参加する地域運営組織の形成支援等の取組を市町村と共に進めてきたところであります。

平成の大合併は、財政基盤の強化や行政の効率化という点で一定の成果をもたらしましたが、一方で、約二十年が経過し、少子高齢化や過疎化の更なる進行により、広域合併後の基礎自治体でも、周辺部のみならず中心市街地においても、地域自治の存続や活力の低下に関する課題を抱えているものと認識しております。

私は、県民一人一人が真の豊かさを実感できるためには、効率性だけではなく、自然や歴史、伝統・文化といった地域の「宝」を守りつつ、時代の変化に柔軟に対応しながら、様々な課題解決につなげ、各々の地域で生活の営みを継続していけることが重要であると考えております。

知事就任以降、時間的制約はあるものの、今後も現地に数多く足を運び、地域の人々と対話を重ね、実情をよく理解するとともに、市町村との連携を密にしながら、地域の取組を支援してまいります。

私からは以上でございます。

【農林水産部長（藤村幸司朗君）登壇】

●農林水産部長（藤村幸司朗君） 私からは、三点についてお答えいたします。

まず、農業・農村政策の推進のうち、新たな米政策への転換に向けた小規模農家や家族経営のモデルづくりと県ビジョンでの位置づけであります。

国は、食料・農業・農村基本計画において、経営体数が二〇三〇年には二〇二〇年比で半減する見込みであり、農地を適正に利用する経営体を確保していくためには、規模の大小や個人・法人などの経営形態にかかわらず、農業で生計を立てる担い手の育成・確保を進める必要があるものとしております。

その際、地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化を推進す

ることを基本としつつも、農業を副業的に営む経営体など、多様な農業者が地域の農地保全や集落機能の維持を図っていくことを推進することにしております。

県としましては、国の方針を踏まえ、各市町村で策定された地域計画の分析・検証を行い、優良事例を示しながら、関係機関・団体と連携して、将来の担い手を明確化するための話し合いを促してまいります。

また、多様な人材の参画により農村地域が存続できることが重要であり、農業者や地域おこし協力隊の経験者等による地域を巻き込んだ新たなビジネスを支援しているところであります。

具体的には、がっこステーションやジビエ加工施設を整備し、地域の高齢者等と共に加工・販売を展開している事例や、移住者が中心となり、ゲストハウスを整備し、そばの栽培による農地保全や交流活動に加え、高齢者の買物支援などを実施する農村RMOに発展した事例も出てきております。

今後は、こうした地域活性化の優良事例となる事業者が活用した支援メニューや、経費節減の工夫などを広く普及・啓発するほか、国に対して、基本計画に示した中山間地域等の条件不利地域に対する振興施策の詳細を早期に示すよう要望してまいります。

また、現在、策定を進めている新たな農林水産ビジョンに掲げる経営モデルについては、輸出をはじめとする需要に応じた米の増産や、乾田直播などの経費節減につながる様々な取組を取り入れつつ、大規模経営や法人経営に加え、小規模な家族経営による営農類型を示すこととしております。

さらに、自営就農する新規就農者が、栽培技術に応じて徐々に規模拡大を図り、収益を確保していく段階的営農モデルを新たに作成したいと考えており、県内各地で多様な農業者が活躍する姿の実現に向けて、市町村等と連携しながら、全力で取り組んでまいります。

次に、気候変動対策についてであります。

水稻の品種開発については、ガラス温室での高温耐性の検定に加え、昨年から高温耐性に優れる遺伝子を持つ系統を交配母本とした育種にも着手したほか、リンゴでは着色が優良な系統の選抜を行っており、引き続き、高温でも安定生産が可能な品種の育成を加速してまいります。

また、高温対策技術の普及については、水稻の育苗期における被覆資材の活用や登熟期の溝切り跡への通水、園芸施設における細霧冷房や果樹・花きでの遮光資材の活用、畜舎の換気対策など、県内外の優良事例を参考に新たな技術の導入を進めているところであります。

なお、近年、注目を集めているバイオステイミュラントは、米の未熟粒の発生抑制やトマトの裂果軽減などの高温対策に効果があるとされているものの、その検証が必要であることから、各試験場で情報収集しながら研究し、生産現場への普及の可否を判断してまいります。

次に、菌根菌資材を活用した水稻の節水型直播栽培の実証等についてであります。

近年、稲作経営の大規模化が進み、一経営体当たりの作付け面積が拡大する中、乾田直播は、代かきや育苗などの春作業を省略できることに加え、田畑輪換に適していることから、省力化やコスト削減など、今後の水田経営に必要な技術であると考えております。

このため、昨年度から、乾田直播に取り組んでいる経営体を対象に生育状況や作業時間、コストの調査を行っており、来年度からは農業試験場において本格的な試験に取り組み、その成果を基にマニュアルを作成し、生産現場への普及を進めてまいります。

なお、節水型直播栽培は、乾田直播の一つで、更なる省力・低コスト化を目的に、生育期間を通じて極力、湛水しない栽培方式であり、国が立ち上げた官民タスクフォースにおいて実証に取り組んでおりますが、雑草対策や収量性などの課題があることから、導入は時期尚早と考えております。

私からは以上であります。

●十九番（小野一彦議員） 丁寧な御答弁、誠にありがとうございます。

知事に、由利本荘看護学校のサテライト化についてお尋ねします。知事として、地元根差した看護学校機能は残したいというお気持ち、受け止めていただきました。その中で、存続させる場合の定員の規模の話がございましたが、質問でも申し上げましたように、由利本荘・にかほ地域での十名——地元で根差して、活かして育てて活躍してもらおうこの十名という数字ですが、これが十年間百名という、その都度、新陳代謝の重要な看護師になるのですけれども、かといって、この地域の労働市場は、非常に、高校生の人材争奪戦が非常にありますので、元の定員十名ということに根差した自立支援的な部分ではなかなか厳しい中で、中でも十名は必要だという、そういう二つの条件があると私は推察しています。そういう意味で、国の財源も、そういう基金も使いながら、サテライト化ということを知事もおっしゃったのですが、これは地元のトップ同士で、まずは、いろいろ政治的な話を含めて、是非していただきたいと思いますが、そのスケジュール感、いかがでしょうか。

【知事（鈴木健太君）】

●知事（鈴木健太君） おっしゃるとおり、定員規模についても様々な要因を考慮して決めなければならないと思っております。地元の医療界として、やはり最低限必要な人員はそのレベルだと。一方で、地元の、この先、十年、二十年の若い人たちの人口推移であったり、また、その中で医療の世界を目指そうとする方がどれぐらいの割合いらっしゃるのかということ、これは結構、冷静、客観的に分析しながら検討しないといけないと思っております。

一方で、仮に、衛生看護学院が主体となるとすれば、県は設置者になります。地元二市の市長、トップの方とは、しっかりと話し合いをするだけでなくて、やはり地元のためです。それから、そちらの支援の状況もしつかり詰めていかなければならないと承知しておりますので、これから様々な協議を通じて、一番いいベストミックスとなる答えを導い

ていければと思っております。まだそれを実施するかどうかも含めた段階ではありますが、有力な選抜肢にはなると思えます。

●十九番（小野一彦議員） 先ほど申し上げましたように、令和八年度生の募集は、今から情報発信をしていると思えます。やはり子どもたちが募集情報を得たときに、その先、この学校が地域で展開していくのかを含めて、自分の人生で学校を選ぶと思えますので、緊急性ですね、是非そういう部分も含めて、忙しいでしようけれども、御対応いただきたいと思えますが、その辺もう一度お願いします。

【知事（鈴木健太君）】

●知事（鈴木健太君） まさにおっしゃるとおり、一回途切れてしまうと、地域としてもかなりのメッセージになることは私も重々承知しております。一方で、実現に至ってはクリアしなければならぬハードルも必ずありますので、可能な限り、議員の要望にお応えできるように努力したいと思えます。

●副議長（島田薫議員） 十九番小野一彦議員の質問は終わりました。

再開は午後二時三十五分といたします。暫時休憩いたします。

午後二時十七分休憩

午後二時三十五分再開

出	席	員	四十名
一	番	佐藤光子	二番 福田博之
三	番	山形健二	四番 川邊隼之介
五	番	高橋健	六番 武内伸文
七	番	小棚木政之	八番 高橋豪
九	番	瓜生望	十番 松田豊臣
十一	番	加賀屋千鶴子	十二番 櫻田憂子
十三	番	佐藤正一郎	十四番 島田薫
十五	番	宇佐見康人	十六番 住谷達

十七番	児玉政明	十八番	小山緑郎
十九番	小野一彦	二十番	加藤麻里
二十一番	薄井司	二十二番	三浦茂人
二十三番	鈴木真実	二十四番	佐々木雄太
二十五番	杉本俊比古	二十六番	佐藤信喜
二十七番	今川雄策	二十八番	高橋武浩
二十九番	小原正晃	三十番	渡部英治
三十一番	北林丈正	三十二番	竹下博英
三十三番	原幸子	三十五番	加藤鉦一
三十六番	石田寛	三十七番	三浦英一
三十八番	柴田正敏	三十九番	川口英一
四十番	鶴田有司	四十一番	鈴木洋一

地方自治法第二百一十一条による出席者

休憩前に同じ

●副議長（島田薫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一、一般質問を継続いたします。二十九番小原正晃議員の発言を許します。

【二十九番（小原正晃議員）登壇】（拍手）

●二十九番（小原正晃議員） 立憲民主党会派の小原正晃です。送り出していただきました皆様に感謝を申し上げ、早速質問に入らせていただきます。

最初に、国政に関連して四つの質問をいたします。まずは、石破総理の辞任と次期政権についてです。

九月八日に石破総理が自民党総裁を辞任する意向を表明されました。しかし、真の国民の期待は、表面的な顔ぶれの交代ではなく、長年にお

たる政治と金の問題など、国民目線からかけ離れた政治そのものの改革であり、改革なくして国民の信頼は得られないと認識するべきであると考えます。知事は、このタイミングでの交代をどのように受け止めておられるでしょうか。

また、本県では、県民が物価高騰に苦しみ、農業における担い手不足や米価の問題、そして洋上風力発電事業者の再公募といった喫緊の課題が山積みしています。今後、新たな政権が地方の実情を適切に理解し、県民の期待に応える政策を打ち出すためには、どのような与党の枠組みが望ましいと考え、何を期待されるのか、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、国政選挙に対する知事の姿勢についてです。

去る七月の参議院選挙において、鈴木知事がSNSで特定の候補者を応援する姿勢を示されたことは、大変残念に感じました。今回の選挙応援は公人ではなく私人としての行動であったと伺っておりますが、その発信が県民に十分理解されていたとは言えません。

六月議会で申し上げたとおり、公人である知事には中立的な立場を堅持していただきたいと私は考えます。

もちろん、与党との連携は重要ですが、今後の選挙を経て、与野党の立場が逆転することも考えられます。

県民の代表として、特定の政党や候補者に肩入れせず、社会的に信頼のある政党や団体からの要請には与野党分け隔てなく参加するほか、個人的な信条を発信される際には、公人としての立場と明確に区別するなど、より中立的な立場を堅持していただきたいと考えますが、知事の御所見をお聞かせください。

また、知事選挙で「ニュートラル」を掲げ、その姿勢に期待して投票した県民もいることを改めて心にとどめていただきたいと強く願います。今後、どのような姿勢で国政選挙に臨まれるのか、併せて御答弁ください。

次に、本県選挙区の区割りについて伺いいたします。

今回の参議院選挙を通じて、本県の選挙区がいかに広大であるかを改めて実感いたしました。十七日間の選挙期間があっても、県内全域をくまなく回することは困難です。知事も同じ期間の知事選挙で同様にこの広さを実感されたことと存じます。

今後の参議院選挙では、本県の人口減少に伴い、隣県との合区が判断される可能性があります。そうなれば、選挙活動の範囲はさらに広がり、住民一人一人の声に耳を傾け、それを政治に反映させることがより困難になるのではないかと懸念しております。私は、この方向性は本県にとって決して良いものではないと考えます。

一票の格差のみを基準に国会議員数を決定することは、地方の意見を軽視し、東京一極集中を加速させることにつながるのではないのでしょうか。「秋田ファースト」を掲げる知事は、この一票の格差や合区の判断をどのようにお考えでしょうか。

また、衆議院選挙においても同様の懸念があります。このまま人口減少が進めば、本県の衆議院選挙区は現在の三区から二区に削減される蓋然性が高いと考えられます。三区から二区への削減が避けられない場合、秋田市を南北に分けることは現実的ではありませんので、秋田市と男鹿南秋・能代山本地域、または秋田市と由利本荘・にかほ地域が一つで、それ以外の地域が一つという議論が生じると思われますが、歴史的背景や県土の広さなどを考えると非常に難しい問題となります。私は、この削減もまた本県にとって大きなマイナスとなると考えますが、知事ほどのような区割りが望ましいとお考えでしょうか。

この区割りは国が決定することであり、県にできることは限られていると承知しております。しかし、まだ時間がある今だからこそ、国から意見を求められることを見据えて方向性を議論しておくべきであり、国に対して地方の意見を伝えていくことが重要です。さらに、現状の小選挙区比例代表並立制が国民の民意を本当に反映できているのかという根

本的な議論へ発展させるよう促すべきではないでしょうか。現状の仕組みに対する御認識と、国に対して働きかけるお考えがあるのか、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、なりすまし投票への対策について伺います。

今回の選挙戦では、SNSが重要な情報源となり、多くの有権者の投票行動に影響を与えました。しかし、そのSNSで「期日前投票でのなりすまし投票」が行われているという内容を拝見し、私は強い危機感を覚えました。

一部の団体で「九州」や「とんこつ」といった隠語が使われていることで、これは博多ラーメンの「替え玉」に由来すると言われております。このような手口が存在する可能性に、私は強い危機感を感じております。

私自身も期日前投票の経験がありますが、受付で求められるのは入場券のみで、身分証明書の提示はありませんでした。生年月日などの口頭確認が徹底されていない現状では、同性で年齢が近い場合や、帽子・マスクを着用している場合など、判別は非常に困難です。都市部のショッピングモールや駅などに設置された投票所では、不正が行われる可能性を否定できません。性善説だけでは対応しきれない状況が生まれている以上、速やかに現状を把握し、不正を行う余地があるならば対策を講じる必要があります。

本県は、全国で最も期日前投票率が高い県です。だからこそ、この問題に先進的に取り組むことは、全国的にも大きな意義があります。国民が主権を行使する唯一の機会である「尊い」選挙を、不正なく行うことは、民主主義を守る上で極めて重要です。私は、選挙のない平時から市町村の担当者と連携し、なりすまし投票への対策を全体的に講じていくべきだと考えます。具体的には、二年以下の拘禁刑または三十万円以下の罰金といった罰則があることを広く周知することや、選挙人名簿との照合時に、氏名だけでなく西暦の生年月日や家族構成等を確認し、不審

者は警察に通報するよう徹底することなどが必要と考えます。

そこで、選挙管理委員長にお伺いいたします。本県でこのような不正事例はあるのか、また不正が行われる可能性についてどのように把握しておられるか、そして他県での事例を把握しておられるのか、現状認識をお聞かせください。

また、一度でも不正を発見・摘発することで、その抑止力は大きく高まると考えます。この点について、県警とも十分に協議を重ね、対応していただきたいと考えますが、併せて御所見をお聞かせください。

次に、県財政と県有施設の在り方に関連して三つの質問をいたします。まずは東京一極集中による県財政の構造的課題についてです。

本県の財政は、地方交付税や国庫支出金といった国からの支援に大きく依存しており、人口減少が進む中で今後も厳しい状況が予想されます。一方で、本県は長年にわたり、豊かな自然環境が生み出す清浄な水や空気が、豊富な食料、さらには教育を受けた優秀な人材といった多岐にわたる資源を首都圏へ提供し、その発展を支えてきました。首都圏の繁栄は、こうした地方の貢献の上に成り立っているにもかかわらず、その対価が正当に評価されていないのが現状です。

私は、この根本的な不均衡を是正しなければ、日本全体が停滞してしまふと強く危惧しております。森林環境税のように、その地方の持つ特性に応じた税収を確保できる仕組みの拡充や、資源貢献に見合った税の再配分を国に求めることこそが、我が国の活力を底上げすると信じております。現状の政府が地方に寄り添った政治をできないのであれば、地方に寄り添える政府と政治に変えなければいけないと思っています。そこで、「秋田ファースト」を掲げる知事に、この構造的な課題についてどのように考え、どのような方向で国に働きかけていくおつもりか、御所見をお伺いいたします。

次に、地域振興局の再編についてお伺いいたします。

県は、直ちに地域振興局の再編はしないとしつつも、地域振興局の業

務については、今後五年以内を目途に集約を進めていくとしております。この早急な方向性は、県内における秋田市一極集中を加速させ、県の役割や地域振興策に悪影響を及ぼすものではないかと危惧しています。

経費削減を目的とした県有施設の集約は一定の理解ができますが、県と市町村との連携の柱である地域振興局をこれらと同列に扱うことには大きな疑問があります。地域振興局の再編は、市との二重行政が指摘される地域では県の役割を縮小する一方で、予算も人も足りない町村ではより手厚く支援するといったビジョンを明確に示した上で、市町村との役割分担を十分に議論して合意を形成し、県民の理解を得た上で進めるべきだと考えます。

まずは、今後本県をどのような県にしていくのか、どう市町村と連携し、より良い方向に進めていくのか、その大義や柱を県民に示していくことが必要です。

数年後、そして十年後を見据えた明確なビジョンがないまま、財政主体で縮小方向ばかりに物事を進めていくことは、県民の意欲を損ない、本県の活力を著しく減少させてしまうのではないのでしょうか。

佐竹知事時代から議論されてきたこの方針を、鈴木知事は引き続き進めていくのか、また、地域間のバランスをどのように保っていくのか、御所見をお聞かせください。

次に、職員公舎の廃止についてお伺いいたします。

利用者が少なく、多額の修繕費や建て替え費用がかかる県有施設の廃止については一定の理解はできますが、職員公舎の廃止を進めようとするものについては疑問があります。

職員公舎の廃止は地域振興局の再編と両輪で進めるべきものであり、再編の結論を待たずに議論を進めることは、職員の不安を招き、労働の質を低下させるものと考えます。職員公舎は、福利厚生として職員が安心して働ける環境を整え、基本的な労働対価とは別に職員の生活を支えてきました。現状、修繕せずに利用できる部屋のほとんどが埋まってお

り、依然として需要が高いにもかかわらず、将来的に見込まれる費用負担を理由に推し進めようとする職員公舎の廃止は、福利厚生の大きな切下げにほかなりません。職員の福利厚生を守るため、使用者である県が民間住宅の借り上げに要する費用の一部を負担することは当然ですが、地域ごとに民間住宅供給量は異なるため、職員公舎の廃止により職員が勤務地周辺に新たな住まいを確保できないことも想定されます。

さらに、職員の配置や異動が極めて不透明な中で、住まいを一方的に減らすのはあまりに拙速で合理的ではありません。年度末の異動を考慮すべきです。多くの公務員は三月に異動を命じられますが、この時期は引越し業者や民間アパートが最も混み合う時期です。このときに公舎があることは、職員やその家族にとつて非常にありがたいものです。

特に知事が目指す「公務員のAターン」を実現するためには、住居の確保は大きな動機づけとなります。他県に先駆けて秋田県を選んでもらうには、民間アパートを自分で探す負担がない職員公舎という福利厚生は、人員確保の観点からも大きな強みです。もし職員公舎の廃止を進めるのであれば、現在の職員公舎が担ってきた福利厚生を継続できる代替案を示すべきです。例えば、県による民間アパートの一括借り上げや、三重県庁のように民間の資金をノウハウとしたPFI方式で職員公舎を整備するなど、県自ら新規建設しない様々な代替案が考えられます。これら代替案を検討するとともに、職員の住まいを確保するための具体的なロードマップを提示しながら進めていくべきだと考えます。

こうした点を踏まえ、職員公舎の廃止について、知事はどのように捉え、どのような代替案を検討しているのか、御所見をお伺いいたします。次に、労働組合の活動を柱とした産業政策への転換についてお伺いいたします。

本県における人口減少の最大の原因である若者の県外流出に歯止めをかけ、地域に定着させるためには、賃金水準の向上とともに、休暇制度の充実や職場環境の改善といった待遇の改善も進めることが不可欠です。

待遇の改善に向けては、使用者と対等に交渉し、より良い職場環境の実現を目指すことができる労働組合の整備が必要であると考えます。

しかしながら、県内の労働組合の推定組織率は一七％と、全国の一六・一％に比べて高い状況ではありますが、この十年間で一・五ポイント減少しております。

また県南のある誘致企業では、本社では労働組合が機能して職場環境の改善が進んでいる一方で、県内事務所では労働組合が十分に機能しておらず、本社との待遇格差が生じているといった話も伺っております。このような実情では、今後、全国に比べて賃金水準が大きく向上したとしても、県内に定着して働きたいと考える若者が増えないのではないのでしょうか。

そこで、労働組合の活動を活性化させることが秋田の発展につながることを考えて県政の柱の一つに捉え、公共調達や企業支援において、労働環境の改善や賃金水準の向上を明確に促すべきと考えます。

具体的には、県発注の業務委託における労働条件審査の導入のほか、県内事務所における処遇改善の取組を入札審査の加点対象に加えるなど、労働組合の活動が企業活動において評価される取組が考えられます。また、企業立地助成などの産業振興に係る補助事業の補助要件として、労働組合が組織されていることや労働法令の遵守を加えることなども必要です。

このような取組により産業政策を「労使協調を通じた労働環境の改善や賃上げを前提とした支援」へと再構築することを提案しますが、知事の御所見をお伺いいたします。

また、賃金水準の向上や働きやすい職場づくりなどの政策要請が本県最大の労働組合である連合秋田から提出されていますが、これらの要請をどのように実現させていくお考えか、併せて御所見をお聞かせください。

次に、学校施設を活用した放課後児童クラブの整備についてお伺い

たします。

二月議会の総括審査で指摘させていただいた、学校施設を活用した放課後児童クラブの整備について、鈴木知事とも現状認識を共有し、行政の無駄を省き、より必要なところに予算を回すという観点から改めて提案させていただきます。

現状、本県の放課後児童クラブ整備事業は、国と県がそれぞれ費用を負担する制度となっています。過去十年間で約三億六千万円、今年度も約二千万円の県費が投じられており、私は、こうした事業こそ見直し、支出を抑えていく必要があると考えます。

国は、平成三十年に「新・放課後子ども総合プラン」を策定した後、令和五年には、こども家庭庁と文部科学省が連名で通知を發出して、待機児童解消等に向けて「既存の学校施設を積極的に活用するべき」という方針を明確に示しております。

しかしながら、本県では学校施設を活用した放課後児童クラブは五十七件と、全体の三分の一にとどまっています。その背景には、「教育」と「保育」の縦割り行政や、管理者の姿勢が障害となっているように思われます。放課後児童クラブの整備は一義的に市町村の役割ですが、広域行政を担い、補助金を出している県としても、もっと主体的に動き、市町村と協議を重ねることで、この取組を前進させるべきではないでしょうか。知事の御所見をお伺いいたします。

保護者からは、「学校内や学校そばの児童クラブは人気で入れない。」「定員オーバーで遠い施設に通わせるしかない。」「といった声」が寄せられており、学校施設の活用は急務です。これは、行政の費用負担を軽減するだけでなく、保護者の送迎負担や安全面の不安を減らし、子どもは慣れた広い環境で過ごせるため、行政・保護者・子ども・指導員の四者良しとなる取組だと考えます。

一方で、現状の学童保育は課題解決が進まず、子どもの生み控えや保護者が安心して働けない状況を生み出していると考えます。海外では、

親の就労の有無にかかわらず、子ども自身の権利として学童保育を利用できる制度があり、放課後を「学びと体験の時間」として保障しています。本県の子ども計画では、放課後児童クラブを「就労等により日中家庭にいない小学生に対し」としており、タイムシェアの視点が欠けています。

全国の先進事例を参考に、本県の子ども計画にも、放課後を「学びのゴールデンタイム」と位置づける方針を盛り込むべきではないでしょうか。

学校施設の活用は、施設費削減、送迎負担軽減、子どもの安全確保、地域交流促進など、多くの利点があります。県内で学校施設を活用したクラブをさらに広げ、子どもたちの放課後を「学びのゴールデンタイム」に変えていく仕組みを構築することこそ、今求められている施策だと考えます。知事の御所見をお伺いいたします。

次に、祭りによる地域振興についてお伺いいたします。本県は、国指定の重要無形民俗文化財が十七件と全国最多であり、県指定も四十七件に上ります。これらの祭りは、地域住民の郷土愛や生きがいを育むだけでなく、Aターン、移住定住、観光振興を促す重要なキラーコンテンツです。

しかし、人口減少による担い手不足や協賛金の減少により、多くの祭りが存続の危機に瀕しています。祭りへの支援は一義的に市町村の役割ですが、私は人口減少対策と連携し、広域行政を担う県が、秋田の強みである祭りを積極的に支援するべきだと考えます。

まず、担い手不足への対策です。多くの祭りが平日に開催されるため、現役世代の参加が難しい現状があります。例えば、横手市の送り盆まつりでは、最盛期十六隻あった舟が近年では十隻ほどに減り、他の地域の祭りから担い手を借りる状況が続いています。

この課題を解決するため、まずは県職員が祭りへ参画しやすい環境を整備するべきだと考えます。県のボランティア休暇制度の拡充により、

一定の要件のもとで、観光分野の振興を支援する活動が新たに認められるようになり、祭り等の主催者側の立場で行われる活動は取得対象となりました。しかし、主催者側とまらない演者などは取得対象として認められておりません。秋田竿燈まつりでは、演者が四日間の祭りに参加するため、自らの有給休暇を準備や練習等に充てており、お盆休みがない方も多いと聞いています。

公務員が地域の歴史や文化を守ることは、公共の福祉に資するものです。こうした休暇制度を整備することは、職員の地域社会への愛着や貢献意欲の向上につながりますし、これを契機に市町村や民間企業に波及させることができれば、県全体で祭りを支えていく機運を高めることも期待できますので、前向きに取組を進めてはいかがでしょうか。知事の御所見をお伺いいたします。

加えて、資金面での支援についてです。資金不足で祭りの継続が困難になっている現状を踏まえ、県がふるさと納税やクラウドファンディングをより重点的に活用して宣伝することや、県独自の一定の支援策を設けることなど、地域の祭りをその地域の賑わいづくりに欠かせない本県の宝として支援することはできないでしょうか。現状、県の直接的な補助制度はありません。地域を守る観点からも、県が積極的な支援策を講じるべきだと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

最後に、知事御自身の祭りへの関わりについて伺います。知事におかれては、これまでに県内の祭りをどれくらい参加し、体験されましたでしょうか。祭りはその地域の歴史や特色が色濃く出るものです。是非公務として県内の大小様々な祭りに足を運び、その場で地域の賑わいづくりや人口減少対策などの課題を聞き取っていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。併せて御答弁ください。

最後に、秋田湾・雄物川流域下水道横手処理センターの悪臭対策について伺います。

この県有施設は今春に完成し、横手市・湯沢市・大仙市・仙北市・美

郷町・羽後町の四市二町の下水汚泥を集約して堆肥化する施設であり、この秋に堆肥の出荷が予定されています。

私は、この施設の建設地に近い住民の一人です。施設の設立準備から運営開始にかけて、近隣住民の皆様からは、悪臭や交通対策、堆肥の安全性など、様々な懸念の声が寄せられました。

県議会で施設の予算が承認された四年前、私は建設委員会に所属していました。委員会での質疑や現場視察などの場で、「建設を進めるのであれば、悪臭をはじめとする住民の懸念点に対し、県として責任を持つて対応してほしい。」と何度も要望してきた経緯があります。当時、建設部からは「発注に当たっては、要求水準を定めるときに安全性の確保を重視する。その点も十分に配慮したい。また、昨年度住民説明会を実施したが、一度で終わりではなく、毎年意見を聞きながら、状況を確認しながら継続的に進めていく。」との答弁をいただきました。当時の県の担当職員からは「住民の皆様へ『良かった』と思っていただける施設にしていきたい。」というお話を伺っており、住民の声に真摯に向き合ってくださいると信じておりました。

しかしながら、施設が完成した今、地域住民の皆様からは「窓を開けられないほど悪臭がひどい。不安視していたことが現実起きてしまった。」といった御意見が多数寄せられています。住民説明会の開催が検討されていることですが、悪臭に悩まされているのは説明会を実施する予定の地域だけではありません。より広範囲の住民が悩まされており、より根本的な対策が急務だと考えます。

まず、こうした住民の声は県に届いているのでしょうか。長年指摘してきたにもかかわらず、このような事態になっていることは残念でなりません。地域住民の生活環境が脅かされている、極めて不十分な状況になっています。

現在の施設運営がどのような基準で行われているのか、運営方法と責任の所在について県の考えをお聞かせください。また、現状の対策が不

十分であることが明らかになった今、今後どのような対策を進めていくのか、知事にお伺いいたします。

今回の施設はDBO方式で運営されていますが、その監督責任を負っている県の役割は極めて大きいものです。県として、一刻も早い迅速な対応を強く要望いたします。地域住民の皆様にも安心していただけるよう、知事御自身の言葉でお答えいただきたく、よろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございます。  
(拍手)

●副議長（島田薫議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（鈴木健太君）登壇】

●知事（鈴木健太君） 小原議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、石破総理の辞任と次期政権であります。

先般の参議院議員選挙における自民党の大敗は、国民目線に立った効果的な物価高対策を打ち出せなかったことに加え、いわゆる「政治とカネ」を巡る不祥事への対応について、国民の十分な納得感が得られていないことなど、複合的な要因によるものであると捉えております。

選挙の敗因が、全て石破総理個人の責に帰すべきものではないと考えておりますが、与党を率いるリーダーとして、一定の責任を負うことは致し方ないものであり、米国との関税交渉が一区切りついた現段階での辞任は、理解できるものであります。

石破政権は、地方創生を旗印に掲げ、我が国の発展を下支えしてきた地方の活性化に向けて、並々ならぬ情熱を傾けてきたものと考えております。

衆参両院において、自民、公明両党が少数与党である現状において、次期政権の枠組みを見通すことは困難であります。各政党においては、地方の厳しい現状に正面から向き合い、引き続き地方創生の実現を重視するとともに、重要政策の停滞を招くことのないよう、党利党略を越え、国民生活に寄り添った議論を尽くすことを期待しております。

次に、国政選挙に対する私の姿勢であります。

本県が直面している人口減少や少子高齢化といった重要課題に立ち向かうためには、国との連携が不可欠であり、今後の国政選挙においても、県民利益の最大化という観点から、特定の候補者を応援するかどうかも含めて、個人として適切に判断してまいります。

もとより、私は知事に就任して以来、偏りやしがらみのない「ニュートラルな秋田」をつくり上げることがを基本理念として、一党一派に偏ることなく、県政運営に取り組んでおり、この方針は今後も変わるものではありません。

次に、本県選挙区の区割りであります。

最高裁では、選挙区間の投票価値の不均衡が、違憲の問題が生じる程度に著しい状態の場合はそれを解消する必要があると判断しているところであり、一票の較差を解消するために区割りが改定されることは、一定程度やむを得ないものと考えております。

一方で、参議院の選挙区については、全国知事会においても、合区の確実な解消を国に強く要請しているところであり、本県としても、一票の較差のみを基準に隣県と合区されることにより、人口減少に直面する本県の実情が国政へ反映しにくくなる状況が生じることを懸念しております。

また、本県における衆議院の区割りは、現在の状態が適当であると考えておりますが、区割りの改定が行われることとなった場合には、県として、これまでと同様に地域的なつながりなどの自然的・社会的背景に十分配慮するよう訴えてまいります。

なお、衆議院の小選挙区比例代表並立制の是非については、中選挙区制や参議院の選挙制度との比較など、様々な検証が必要になるものと認識しており、国における研究や議論の状況を見守りたいと考えております。

次に、東京一極集中による県財政の構造的課題であります。

地方は、食料や自然エネルギーの生産・供給、森林によるCO<sub>2</sub>の吸収、ものづくりや人材育成等を通じて、様々な形で我が国全体の発展に貢献しており、地方が衰退すれば、結果として国土の荒廃による防災機能の低下や食料・エネルギー安全保障上の問題をもたらし、大都市圏を含めた我が国全体の問題となるものと考えております。

こうした中、これまでも、国は、特別法人事業税・譲与税制度の創設など、自治体間の財政力格差の是正に向けた取組を進めてきたところであり、

しかしながら、東京一極集中が続き、その後も本県と東京都との県税収入等の伸び率の差が拡大しており、東京都が水道基本料金無償措置を実施するなど、行政サービスの差がさらに開いていることを踏まえると、更なる偏在是正の取組が必要な時期に来ているものと考えております。

こうしたことから、更なる税財源の偏在是正の実現に向けて、他の自治体とも連携しながら、国に強く働きかけを行ってまいります。

次に、地域振興局の再編であります。

人口減少や少子高齢化が進行し、将来的に財源や人的資源の制約が見込まれ、公共施設の老朽化等の課題が顕在化する中、中長期的な視点から、今後どのように行政サービスを提供していくかが大きな課題となっております。

こうした課題を検討するために設置した外部有識者会議からは、昨年三月、市町村との連携やデジタル技術の活用等により、県民の利便性向上を進めながら、一定の業務の集約化により効率性を高めることで行政サービスを維持・向上していく必要があるとの提言を受けております。

これを踏まえ、昨年度から地域振興局の業務について、災害時などの即時の現地対応が必要な業務や、集約し広域的に実施したほうが効率的な業務、本庁への集約により全県統一的に実施すべき業務といった観点から、個々の業務の特性に応じた整理を行いつつ、市町村・民間との役割分担や協働・連携の在り方等を含め、今後の方向性を検討していると

ところであります。

もとより、こうした見直しを進めるに当たっては、県民や市町村、関係団体等の理解が不可欠であることから、来月には全県規模のフォーラムを開催し、その後、県内三地区で意見交換会を開催することにしており、こうした機会等を通じて、多くの方々との対話を重ねながら、認識の共有を図ってまいります。

私は、地域の発展なくして県勢の発展はないものと考えており、それぞれの地域の歴史や文化、産業などの強みを活かすことを基本に据えながら、持続可能な行政サービスの提供に向け、まずは、地域振興局の業務の在り方の見直しを進めてまいります。

次に、職員公舎の廃止であります。

公共施設については、今後、その多くで更新や大規模修繕の時期を迎えますが、建設当時とは社会情勢が大きく変化していることや、財政状況が厳しさを増していることなどから、総量抑制を図ることとしており、建設年次が古い施設から優先的に検討を進めているところであります。

こうした中、職員公舎については、令和十一年度以降、秋田市内を中心に、順次、目標使用年数を迎えるため、現在、その存廃について検討しているところであります。

検討に当たっては、更新や大規模修繕には多額の費用が見込まれるとともに、民間賃貸住宅の供給量は建設当時と大きく異なっていることから、秋田市内の公舎については、しかるべき時期に廃止せざるを得ないものと考えております。

若年層など、住宅の確保に関して一定の配慮が必要となる職員が見込まれるほか、秋田市以外の地域における民間賃貸住宅の状況なども考慮する必要があり、代替案等も含め、職員団体とも十分に協議をしながら対応してまいります。

次に、労働組合の活動を柱とした産業政策への転換であります。労働組合は、働く人々の賃金や労働条件の改善のほか、生活水準の向

上を目指す上で、重要な役割を担っている組織であるものと認識しております。

しかしながら、労働組合は、あくまで労働者が主体的に組織するものであり、県がその設立を政策的に促進・誘導する性質のものではないと考えております。

もとより、県の産業政策は、県民全体の経済的豊かさを高めることを目的としており、幅広い視点で、バランスよく政策を展開することが肝要であります。

なお、賃金水準の向上や働きやすい職場づくりなどに関し、連合秋田からの要請を受けておりますが、これらは県内への若者の定着を図る上でも重要な課題であると認識しており、県としましても、企業の生産性の向上や産業を支える人材の育成など、様々な施策を力強く推進することにより、その実現を目指してまいります。

次に、学校施設を活用した放課後児童クラブの整備のうち、既存の学校施設の活用促進であります。

放課後児童クラブの実施場所として学校の空き教室等を活用することは、児童の利便性や安全性の観点から大変有効であるものと考えております。

このため、県では、市町村担当者会議を開催し、国の通知を踏まえ、学校施設の積極的な活用への働きかけや、タイムシェアの実施例の周知を行っているほか、整備等の具体的な相談があつた場合には、既存施設の活用について助言を行うこととしております。

一方で、市町村からは、学校施設を活用しようとしても、余剰教室などの十分なスペースがないことや、施設の管理面での課題等から、結果的に学校周辺の施設を検討することになる場合もあると伺っているところであります。

県としましては、毎年の整備意向調査の際には、学校施設の積極的な活用について、市町村と教育委員会、学校が十分に協議するよう働きか

けてまいります。

次に、こども計画における放課後の位置づけであります。

「秋田県こども計画」では、全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動ができるよう、放課後児童クラブや放課後子ども教室等の、子どもの居場所づくりを推進することとしております。

具体的には、放課後児童クラブが、保護者が就労等により不在の小学生を対象に、遊びや生活の場を提供し、放課後子ども教室は、地域の全ての児童を対象に、学習や体験活動の場を提供することとなっております。

これらに加え、市町村においては、児童館や公民館などを活用することにより、学びや体験活動、遊びの機会の確保に努めているところであります。

県としましては、県内外における放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携事例も参考に、今後も、子どもが放課後に有意義に過ごせるよう努めてまいります。

次に、祭りによる地域振興のうち、ボランティア休暇制度の拡充であります。

職員が自発的かつ無報酬で社会貢献活動を行う場合に取得できるボランティア休暇については、昨年度は八十三名が取得し、除雪や災害ボランティア等の活動を中心に幅広く利用されております。

また、令和四年度には、地域社会における多様な活動や農業等の人手不足を支援するとともに、地域社会の一員として、社会貢献活動に参加することを後押しするため、職員が勤務時間外に報酬を得て従事することができる活動事例を含んだ許可基準を定めており、昨年度は、観光ガイドやスポーツ指導等の地域活動に十二名が従事しております。

さらに、今年四月からはボランティア休暇の対象を拡大し、県の施策の推進、または地域の課題の解決に資する活動として、新たに観光分野の振興を支援する活動等も対象に加えたところであります。

県内各地の祭りにおいても、演者等の担い手不足が進む中、地域に根差した伝統文化が将来にわたって継承されるよう、職員も協力していくことが必要であるため、休暇制度の周知を図りながら、職員の積極的な参加を促してまいります。

次に、資金面での支援であります。

地域や集落の維持・活性化のため、県内では住民による様々な取組が行われておりますが、その中でも、世代を超えて地域が一体となることのできる祭りは、大切な行事の一つであると認識しております。

一方で、地域の祭りは、成り立ちや規模、運営主体など、その実施形態は様々であり、地域の実情に応じた取組がなされるべきものでもあります。

このため、まずは祭りの実施主体や、住民に最も身近な市町村が、地域団体・企業による協賛金や、実行委員会の設置による費用の調達等の検討を行い、地域に適した運営の方法を考えることが肝要であり、県としましては、個別行事への継続的な資金的支援は困難であると考えております。

県では、地域コミュニティの維持・発展を図るため、地域内の様々な主体が参加し、共助的活動を行う地域運営組織の形成を支援しているほか、関係人口として祭りなどの行事に携わる外部人材の活用を促しております。

こうした取組を継続することにより、各地域の祭りが末永く続くよう、地域の賑わいづくりを今後もサポートしてまいります。

次に、私の公務としての祭りへの参加であります。

私は、知事就任後、公務として、伝統的な祭りをはじめ、様々なジャンルの祭典に、北は小坂町から南は東成瀬村まで、広範囲にわたって参加しております。

また、その際には、祭りの関係者や参加者等と積極的に意見交換を行っており、地域に対する様々な思いを聞かせていただいているところ

であります。

今後、可能な限り各地の祭りに出向き、県民の皆様と意見を交わしてまいりたいと考えております。

次に、秋田湾・雄物川流域下水道横手処理センターの悪臭対策であります。

県南地区広域汚泥資源化施設における運営開始後の臭気につきまして、地域の皆様から御意見が寄せられていることは承知しております。

本施設は、設計・施工を行った企業が出資して設立した運営会社が、今後二十一年間にわたり運営することになっておりますが、県は運営に関し臭気や騒音など、各種法令等に基づく基準を要求水準として定め、毎月の管理運営状況の報告を義務づけるなど、適切な履行を監督する立場にあります。

このため、一般の御意見を踏まえ、運営会社と共に地域住民に直接訪問し実情を伺い、臭気の測定回数を増やすなどの管理体制を強化したほか、施設においては消臭剤の散布や換気設備の増強などを追加で実施したところであります。

今後、これらの対策について効果を検証するとともに、適切な施設運営に向け、地域住民、運営会社、横手市及び県から構成される協議会の場で情報を共有した上で、引き続き、地域の声を事業に反映し、皆様に安心していただけるよう対応してまいります。

私からは以上です。

【選挙管理委員会委員長職務代理者（小柳公成君）登壇】

●選挙管理委員会委員長職務代理者（小柳公成君） 選挙管理委員会委員長に代わって、私からは、なりすまし投票への対策についてお答えいたします。

今回の参議院議員通常選挙において、市町村選挙管理委員会からは、なりすまし投票があったとの報告は受けておらず、秋田県内でそのような事例があったという事実は把握しておりませんが、他県において発生

した事例については、報道されている範囲で承知しております。

選挙は、一人一票の原則に基づき行われなければならないものであることから、なりすまし投票は明確な違法行為であり、公正・公平な選挙を執行する上で決して許されないものと考えております。

不正行為の防止に向けては、総務省において、国政選挙の都度、投票所における本人確認の徹底や、投票所入場券への注意喚起の記載等について、市町村選挙管理委員会に助言を行っているところであります。

県選挙管理委員会といたしましては、不正投票のおそれがある行為を認知した場合には、直ちに警察に通報するよう、市町村選挙管理委員会に対して助言するとともに、県民に対して、なりすまし投票が違法行為であることを広く周知してまいります。

●二十九番（小原正晃議員） 再質問、何点かさせていただきます。

最初に、職員公舎の廃止についてです。代替案等を含め、職員団体とも十分に協議しながら対応してまいりますと、一定の前進を考えていただいたと思っておりますが、これは、検討していただけるといふことと、代替案等の「等」とは、どういうことを指すのか。いつから、どのよう

に協議していくのかなども併せてお知らせいただければと思います。

【知事（鈴木健太君）】

●知事（鈴木健太君） 代替案等の「等」につきましては、現時点で明確なものはありませんが、しっかりと検討させていただきたいと思

●二十九番（小原正晃議員） 検討をお願いしたいと思います。

次に、学校施設を活用した放課後児童クラブの整備についてです。あまり代わり映えしない御答弁でしたが、二月に佐竹知事といる議論させていたただいた中で、お金よりもルールの問題だろうと佐竹知事からのお話をいただきました。鈴木知事は、この問題、同じようにお金よりもルールの問題だと思っております。まずそこをお聞かせいただきたいと思

【知事（鈴木健太君）】

●知事（鈴木健太君） ルールというよりは、現場の状況であり、やはり学校側の負担が大きいのではないかと思います。実際、空き教室がないという物理的な限界もあるのですが、教室があつたとしても、引き続き授業が行われている上級生と、そこに入る子どもたちが同じ空間にいることの問題であつたり、スポ少が行われている場合もありますし、やはり今、ただでも多忙な学校の現場の皆さんに様々な負担をかけることも一つのハードルなのではないかと思つたので、あまり金銭的だった

●二十九番（小原正晃議員） 私は、逆に、聞き取りしたときに、ルール

いろいろそのタイムシェア、十分なスペースが足りないとか、管理の問題があるとかと、行政からそういう話は聞くのです。ただ、内情を聞いてみると、本当は頑張ればできるかもしれないけれども、行政の縦割りだったり、保育の現場とのずれだったり、そういうところも非常に大きいという話も聞いているのです。それで、全部が全部できるとは言

【知事（鈴木健太君）】

●知事（鈴木健太君） 仮にルールが原因だとするならば、全体として三割が学校施設を活用したものであることについて、説明がつかないと思つています。超えようと思えば超えられるから三割の施設でそうしているのではありません、やはりより超えやすいようにするルールの改正が必要か

えられない状況があるのではないかなと私は考えています。

- 二十九番（小原正晃議員）　じゃあ、次に移ります。祭りです。まず休暇についてですが、ボランティア休暇制度が四月にできたことをただ答弁してただけで、私はそれでも足りないのではないかと今回の質問させていたいただいたのです。要は演者なども休暇にならないのか質問したつもりですが、今の現行制度のことだけで、全然前進していないような答弁ですが、ここについて、もう一回御答弁をお願いします。

【知事（鈴木健太君）】

- 知事（鈴木健太君）　四月からのこの制度で、基本的に観光関係のものも対象となっているのですが、演者に関して、線引きがそう簡単ではないという問題もあり、今時点で県の見解としては、例えば重要無形民俗文化財、竿燈、角館のお祭りや、無形民俗文化財、横手の送り盆行事、願人踊り、八郎潟のですね、そうしたものについては、演者も対象になるという認識でございます。ただ、何でもとなると、非常に難しい問題がありますので、今時点でもそうであるということは、しっかりと周知をしていくというのはそういうことも含まれております。

- 二十九番（小原正晃議員）　一定のルールは設けながらも、ある程度、やはり県指定ぐらいいまでは認めていくというようなルールをしっかりと徹底してほしいとお願いしておきます。

もう一つです。最後、下水処理センターです。これ、先ほど知事からも、消臭剤の散布、換気整備の増強などを追加で実施したという話、いただきました。私、このお話いただいたのはお盆頃で、すぐ県の担当職員が来てくれて、いろいろ臭いの測定だったり、聞き取りをしていたのだと思います。その後少しおさまったようですが、住民の人たちによると、空気がよんだり、風向きが変わったりすれば、やはりどうしても臭うと。今までゼロだったものが、悪臭がひどくなって、今、窓も開けられない状況だとすれば、こういった不具合を県がつくり出してしまったということになりますよね。ここは、会社がやっているとかでなくて、

県の責任はある以上、しっかりと対応していただきたいと思うのですが、知事からもう一度いただきたいと思えます。

【知事（鈴木健太君）】

- 知事（鈴木健太君）　答弁でもしっかり申し上げたつもりではあったのですが、これは適切な履行を監督する立場に県がありますので、しっかりと適切な施設運営に向けて、皆さんの声をしっかりと聞きながら、自分の家がそうだったららどうなのだという思いを持ちながら、誠意を持って対応していきたいと思えます。

- 副議長（島田薫議員）　二十九番小原正晃議員の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後三時三十二分散会

